

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月28日
【事業年度】	第32期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	株式会社アイ・ピー・エス
【英訳名】	IPS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 宮下 幸治
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地四丁目1番1号
【電話番号】	(03)3549-7621（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 川淵 正光
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地四丁目1番1号
【電話番号】	(03)3549-7621（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 川淵 正光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	5,780	6,508	9,515	10,728	12,346
経常利益 (百万円)	1,001	1,075	2,187	2,897	3,464
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	588	645	1,487	1,888	2,292
包括利益 (百万円)	592	820	1,533	2,392	2,933
純資産額 (百万円)	3,728	4,715	6,754	9,136	11,864
総資産額 (百万円)	6,746	7,790	11,762	18,420	25,129
1株当たり純資産額 (円)	256.15	314.82	428.59	589.01	751.94
1株当たり当期純利益金額 (円)	50.62	52.43	120.22	152.37	184.52
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	47.73	50.44	114.22	145.01	175.50
自己資本比率 (%)	46.3	49.9	45.1	39.7	37.2
自己資本利益率 (%)	26.9	18.4	32.4	29.9	27.5
株価収益率 (倍)	28.3	15.5	23.7	13.7	13.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	397	1,038	1,636	3,580	2,636
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	709	1,137	1,889	2,658	5,506
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,295	196	1,333	1,067	3,578
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	2,360	2,462	3,589	5,778	6,881
従業員数 (名)	322	383	382	356	477
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔8〕	〔9〕	〔5〕	〔7〕	〔9〕

(注) 1. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

2. 当社は、2019年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。そのため、第28期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第31期の期首から適用しており、第31期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 第31期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第30期以前についても百万円単位に変更しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月
売上高 (百万円)	4,812	5,037	8,116	6,205	4,466
経常利益 (百万円)	812	689	1,397	1,549	1,312
当期純利益 (百万円)	553	446	934	1,047	911
資本金 (百万円)	1,052	1,064	1,067	1,084	1,109
発行済株式総数 (株)	12,200,000	12,350,000	12,380,000	12,410,500	12,440,800
純資産額 (百万円)	3,161	3,640	4,783	5,722	6,227
総資産額 (百万円)	5,577	6,078	9,648	10,955	14,978
1株当たり純資産額 (円)	259.15	294.16	369.35	445.66	479.40
1株当たり配当額 (円)	-	-	10.00	25.00	35.00
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(17.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	47.63	36.27	75.56	84.56	73.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	44.91	34.90	71.78	80.47	69.75
自己資本比率 (%)	56.7	59.8	47.4	50.5	39.8
自己資本利益率 (%)	25.0	13.1	22.8	20.7	15.9
株価収益率 (倍)	30.0	22.4	37.7	24.8	33.3
配当性向 (%)	-	-	13.2	29.6	47.7
従業員数 (名)	56	50	54	53	31
[ほか、平均臨時雇用人員]	[1]	[0]	[0]	[0]	[0]
株主総利回り (%)	-	56.7	199.2	148.6	175.2
(比較指標: TOPIX) (%)	(-)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)
最高株価 (円)	1,481 (12,150)	1,596	3,415	3,115	3,395
最低株価 (円)	1,077 (5,510)	710	779	1,680	1,964

- (注) 1. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
2. 当社は2019年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。このため、第28期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 2020年12月25日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場より同取引所市場第一部に市場変更しております。最高株価及び最低株価は、2020年12月24日以前は東京証券取引所マザーズ市場、2020年12月25日以後は同取引所市場第一部におけるものであります。2022年4月4日付けの東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。ただし、当社株式は2018年6月27日から東京証券取引所マザーズに上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。なお、第28期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
4. 第28期の株主総利回り及び比較情報は、2018年6月27日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載していません。また第29期以降の株主総利回りについては、第28期末の株価を分母として算定しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第31期の期首から適用しており、第31期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 第31期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第30期以前についても百万円単位に変更しております。

2【沿革】

年月	概要
1991年10月	海外の人材を日本企業に紹介する事業を目的として株式会社アイ・ピー・エス（以下「当社」という。）を設立
1992年2月	国際デジタル通信株式会社（現 ソフトバンク株式会社）の代理店となる
1996年5月	在留フィリピン人向けタガログ語新聞「Pinoy Gazette」を創刊（2020年3月終了）
1998年8月	郵政省に旧特別第2種電気通信事業者として登録
1999年1月	フィリピンにコールセンターを運営する子会社「Pilipinas International Marketing Services, Inc.（現 KEYSQUARE, INC.）」（現連結子会社）を設立
2002年12月	第1種電気通信事業者である株式会社テレグローブ・ジャパンの全株式を取得し、同社の社名を株式会社アドベント（現解散済み）に変更
2003年3月	株式会社アドベントとNTTグループ各社等の大手電気通信事業者との間でネットワークの相互接続を開始
2004年10月	総務省に電気通信役務利用放送事業者として登録
2005年3月	在留フィリピン人向け放送サービスとして有料衛星放送サービス「アクセスTV」を開始（2012年8月終了）
2005年3月	株式会社アドベントより営業を全部譲受け、同社の事業を継承したことにより、総務省が当社を認定電気通信事業者として登録
2005年9月	在留フィリピン人を主対象とした訪問介護員2級養成講座「Tokyo Caregiver Academy」を開講（現在は休講）
2006年1月	厚生労働省より一般派遣事業の許可を取得（2021年1月廃止）
2006年10月	厚生労働省より有料職業紹介事業の許可を取得（2021年1月廃止）
2010年2月	I SUPPORT PTE. LTD.との合弁により「Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation」（当社50.0%、I SUPPORT PTE. LTD.50.0%）（現連結子会社）をフィリピンに設立
2011年3月	フィリピンの子会社「Pilipinas International Marketing Services, Inc.」を、「KEYSQUARE, INC.」に社名変更
2012年9月	フィリピンで、ケーブルテレビ事業者（以下「CATV事業者」といいます。）向けに国際通信回線の提供を開始
2012年9月	在留フィリピン人向け有料インターネット放送コンテンツ配信サービス「VOX TV」を開始（2020年3月終了）
2013年9月	コールセンター事業者向け着信課金（トールフリー）再販サービス（秒課金サービス）（注1）の提供を開始
2013年11月	インドのDrishti-Soft Solution Pvt. Ltd.と提携して、同社が開発したコールセンターシステム（注2）「AmeyoJ」の発売を開始
2015年4月	フィリピン国内電気通信事業を行うことを目的とする子会社「InfiniVAN, Inc.」（当社40.0%、CorporateONE, Inc.60.0%）（現連結子会社）を設立
2016年6月	フィリピン国会で、「InfiniVAN, Inc.」がフィリピン国内で電気通信事業を営むことを認める法律（R.A10898：AN ACT GRANTING THE INFINIVAN, INC. A FRANCHISE TO CONSTRUCT, INSTALL, ESTABLISH, OPERATE AND MAINTAIN TELECOMMUNICATIONS SYSTEMS THROUGHOUT THE PHILIPPINES 共和国法10898号）が可決される
2017年11月	「InfiniVAN, Inc.」がフィリピンルソン島における通信事業の適格であるCertificate of Public Convenience and Necessity（以下「CPCN」といいます。）のProvisional Authority（以下「PA」といいます。）を取得
2018年6月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2018年9月	「InfiniVAN, Inc.」がフィリピンピサヤ・ミンダナオ地域における通信事業の適格であるCPCNのPAを取得
2019年6月	「InfiniVAN, Inc.」が5G無線通信サービスに用いるための周波数の割当を受ける。
2020年5月	シンガポールに通信事業を営む「IPS Telecommunication Singapore Pte. Ltd.（現 ISMO Pte. Ltd.）」（当社100%）（現 連結子会社）を設立

年月	概要
2020年12月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2021年1月	人材関連事業を株式会社グローバルトラストネットワークスに事業譲渡
2021年1月	シンガポールの子会社「IPS Telecommunication Singapore Pte. Ltd.」を、「ISMO Pte. Ltd.」に社名変更
2022年1月	アメリカ合衆国のCarrier Domain, Inc.を連結子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年6月	フィリピンに人間ドック・健診センターを運営することを目的とする「Shinagawa Healthcare Solutions Corporation」（当社40%、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation50%）（現 連結子会社）を設立
2022年7月	国内通信事業を会社分割により分社化し、株式会社アイ・ピー・エス・プロ（当社100%）（現 連結子会社）を設立

（注1） 着信課金（トールフリー）再販サービス（秒課金サービス）

着信者が契約し、発信者が（指定された番号を使用する等の）着信課金手順を指定して通話した場合、通常は発信者が払うべき通話料金を着信者が払う仕組みとなっております。当社の「秒課金サービス」は、課金単位を従来の3分又は30秒単位から、1秒単位での提供を行うサービスです。

（注2） コールセンターシステム

コールセンター業務に必要な発信、通話録音、通話履歴管理等の機能を搭載したシステムのこと。主にCTI（電話とコンピューターと統合させたシステム）、サーバー等のハードウェアや顧客データベース、対応履歴管理等のソフトウェアによって構成されております。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社アイ・ピー・エス）と連結子会社8社（KEYSQUARE, INC. , Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation , InfiniVAN, Inc. , CorporateONE, Inc. , ISMO Pte. Ltd. , Carrier Domain, Inc. , Shinagawa Healthcare Solutions Corporationおよび株式会社アイ・ピー・エス・プロ）により構成されており、「国際通信事業」、「フィリピン通信事業」、「国内通信事業」、「メディカル&ヘルスケア事業」、「その他」の5つのセグメントに分類されます。なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分について、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、従来「海外通信事業」、「フィリピン国内通信事業」及び「医療・美容事業」セグメントの名称をそれぞれ「国際通信事業」、「フィリピン通信事業」及び「メディカル&ヘルスケア事業」に変更しております。

各セグメントの事業内容および関係会社の位置付けは以下のとおりです。

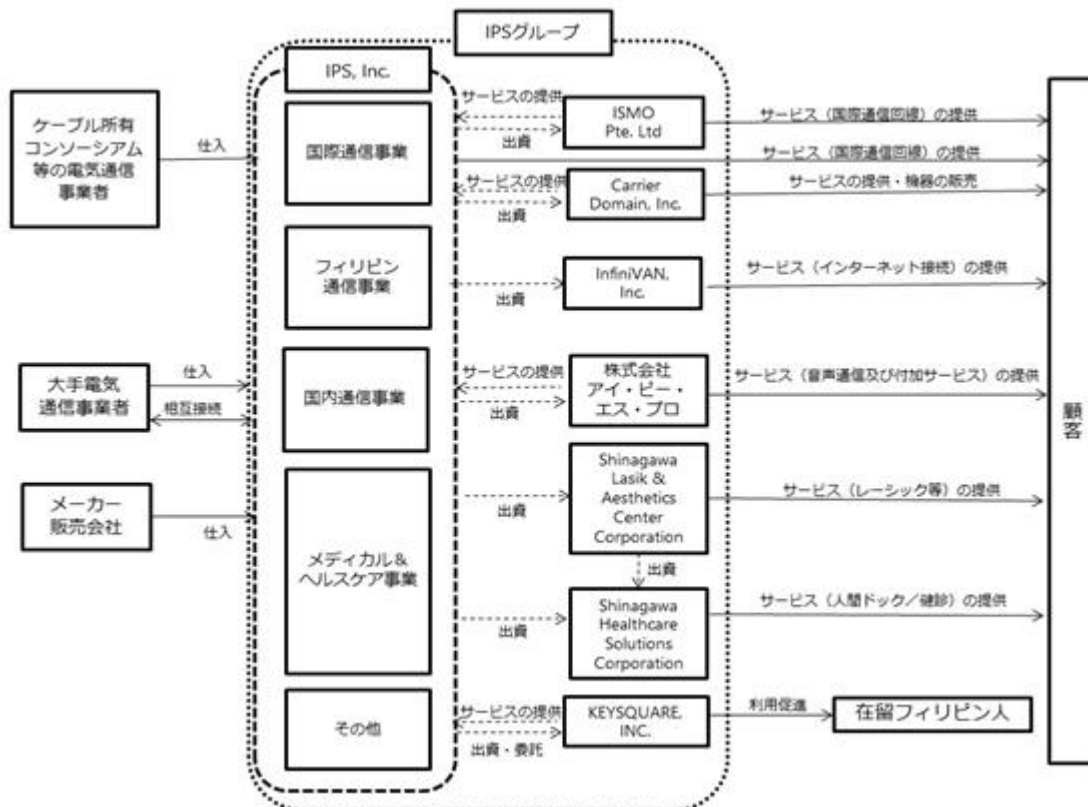
報告セグメント	事業内容	関係会社
国際通信事業	フィリピンと北米・香港等とを結ぶ国際通信回線を、CATV事業者等のインターネット接続事業者提供しております。併せて、通信機器をCATV事業者等に販売しております。	KEYSQUARE, INC. ISMO Pte. Ltd. Carrier Domain, Inc.
フィリピン通信事業	子会社であるInfiniVAN, Inc.がフィリピン国内で法人向けインターネット接続サービスを行っております。フィリピン国内に敷設した通信回線の提供を行っております。	InfiniVAN, Inc. CorporateONE, Inc.
国内通信事業	<ul style="list-style-type: none"> ・音声通信（電話サービス）の提供 国内外の固定／携帯電話事業者と相互接続協定を締結し、自社ネットワークを通じた音声通信サービスを提供しております。他の通信事業者向けの格安な通話サービスの提供や、クレジットカード会社向けの自動督促用音声装置と組み合わせた音声通話サービス等、大手通信事業者が提供しないサービスを提供しております。大手通信事業者の着信者払い通話サービスを大口で仕入れて小口で再販し、1秒単位で課金する秒課金サービスを提供しております。 ・コールセンターシステムの販売 インドのDrishti社が開発したコールセンターシステム「AmeyoJ」のライセンスを仕入れ、日本国内のコールセンター事業者へ販売。 ・データセンターサービス 東京都内にデータセンターを保有し、他の事業者のサーバーを預かるコロケーションサービス（注1）等を提供しております。 	株式会社アイ・ピー・エス・プロ
メディカル&ヘルスケア事業	レーシック手術による近視矯正等の眼科、美容皮膚科等の科目で診療を行っております。	Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation Shinagawa Healthcare Solutions Corporation
その他	在留フィリピン人を中心とした在留外国人に対して海外送金サービスの顧客開拓・利用促進等を行っております。	KEYSQUARE, INC.

（注1） コロケーションサービス

主に通信事業者の局舎内で、通信機器等を設置する場所を提供することをいう。

〔事業系統図〕

事業系統図は、以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
KEYSQUARE, INC.	フィリピン共和国 パシッグ市	30百万 フィリピンペソ	国際通信事業	99.8	国際通信事業のバックオフィス業務を委託しております。役員の兼任があります。資金の貸付を行っております。
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (注)4, 5	フィリピン共和国 タギッグ市	216百万 フィリピンペソ	医療・美容事業	50.0	持分は100分の50ですが、役員及び業務執行社員(社長)の派遣により、日本の企業会計基準適用指針第22号、連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針第11項に従い、子会社としたものです。役員の兼任があります。
InfiniVAN, Inc. (注)4, 5	フィリピン共和国 タギッグ市	832百万 フィリピンペソ	フィリピン通信事業	100.0 (60.0)	議決権の直接所有割合は40.0%、日本の企業会計基準適用指針第22号、連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針第8項に従いますと間接所有を含めた議決権の所有割合は100.0%になります。役員の兼任があります。資金の貸付を行っております。
CorporateONE, Inc.	フィリピン共和国 パシッグ市	72百万 フィリピンペソ	フィリピン通信事業(持株会社)	40.0 (40.0) [60.0]	議決権の直接所有割合は0.0%、日本の企業会計基準適用指針第22号、連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針第8項に従いますと間接所有を含めた議決権割合は100.0%になります。
ISMO Pte. Ltd. (注)4, 5	シンガポール共和国	2百万 シンガポールドル	国際通信事業	100.0	役員の兼任があります。資金の貸付を行っております。
CarrierDomain Inc.	アメリカ合衆国 ニュージャージー州	0百万 アメリカドル	国際通信事業	51.1 [48.9]	役員の兼任があります。
Shinagawa Healthcare Solutions Corporation	フィリピン共和国 タギッグ市	350百万 フィリピンペソ	人間ドック・健診センター	90.0 (50.0)	役員の兼任があります。
株式会社アイ・ピー・エス・プロ (注)4, 5	東京都 中央区	300百万	国内通信事業	100.0%	役員の兼任があります。

(注)1. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。また、[]内は緊密な者、又は同意している者の所有割合で外数であります。

2. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 特定子会社に該当しております。

5. 株式会社アイ・ピー・エス・プロ、ISMO Pte. Ltd.、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation 及びInfiniVAN, Inc.については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。該当の主要な損益情報等につきましては以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	株式会社アイ・ ピー・エス・プロ	ISMO Pte. Ltd.	Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation	InfiniVAN, Inc.
売上高	3,255	2,391	1,690	1,877
経常利益	737	1,329	546	38
当期純利益	519	1,090	409	38
純資産額	1,019	3,194	1,769	3,431
総資産額	1,752	5,317	2,080	10,628

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
国際通信事業	27 〔0〕
フィリピン通信事業	219 〔0〕
国内通信事業	18 〔0〕
メディカル&ヘルスケア事業	70 〔9〕
その他	16 〔0〕
全社(共通)	127 〔0〕
合計	477 〔9〕

- (注) 1. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
2. 全社(共通)は、人事総務、経理財務、経営企画等の管理部門の従業員であります。
3. 従業員数が前連結会計年度に比べ121人増加しております。これは事業拡大に伴い人員が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(百万円)
31 〔0〕	39.5	4.4	6

セグメントの名称	従業員数(名)
国際通信事業	8 〔0〕
フィリピン通信事業	0 〔0〕
国内通信事業	0 〔0〕
メディカル&ヘルスケア事業	2 〔0〕
その他	0 〔0〕
全社(共通)	21 〔0〕
合計	31 〔0〕

- (注) 1. 従業員数は、当社から関係会社への出向者を含んでおります。他社から当社への出向者は含んでおりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、人事総務、経理財務、経営企画等の管理部門の従業員であります。
4. 従業員数が前事業年度に比べ22人減少しております。これは会社分割により、従業員が子会社である株式会社アイ・ピー・エス・プロに移籍したことによりです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておられません、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当連結会計年度末現在における経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針及び経営環境

当社グループは、Open Doorという企業理念のもと、いまだ誰も突破できていない障壁のある生活に密着した分野で、誰よりも先んじて事業機会を創造し、事業を展開し、産業構造を変え、あるべき社会を実現すべく、様々な事業に取り組んでおります。当期の当社グループが事業を展開する日本及びフィリピンにおいては、新型コロナウイルス感染症の蔓延による移動制限などの悪影響から、コロナワクチンの接種の進展などにより脱却し、社会経済活動の正常化に向けた取り組みが始まってきております。

当社グループの中核事業である通信事業におきましては、社会経済活動の正常化に伴い事業活動が活発化し、通信需要が増加しており、特にフィリピンにおいては国際通信回線の受給の逼迫が続いております。当社グループでは、2020年5月にフィリピンとシンガポール・香港間を結ぶ国際回線（City-to-City Cable System、以下「C2C回線」という。）の使用権を取得して、フィリピンで3番目の国際通信キャリアとなり、2020年10月よりC2C回線と各国の陸上回線を併せた国際通信ネットワークの提供を開始しており、国際通信回線の供給能力が飛躍的に増加したことにより、従来のCATV事業者向けに加えて通信事業者向けの提供が可能となり、キャリアズキャリア（通信事業者のための卸売業者）としてのポジションを確立しております。キャリアズキャリア販売により、通信回線の取得や建設にかかる投資資金の早期回収が可能となることから、当社グループが推進している、フィリピン国内海底ケーブルの敷設や5Gの実用化推進等の通信基盤の整備と事業化において、よりスピード感のあるダイナミックな事業展開を進めていくことが可能となります。

メディカル&ヘルスケア事業では、新型コロナウイルス感染症の対策を徹底することにより、レーシックの手術数が過去最高を更新するなど引き続き事業が拡大しております。Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation（以下「SLACC」という。）の提供する日本の技術やノウハウを導入した医療・美容サービスに対する顧客の評価は高く、引き続き高品質のサービスの提供を行ってまいります。また、予防医療分野への進出による事業拡大を図るため、人間ドック/健診センターを運営する子会社を設立し、人間ドック/健診センターを2023年度第1四半期での開業を目指し、準備を進めております。

その他の分野として、在留フィリピン人を中心とした在留外国人の方たちにとって有益なサービスの提供を継続してまいります。

国際通信事業

2020年5月に、オーストラリア最大手通信事業者の海外部門子会社との間で、フィリピンとシンガポール・香港を結ぶC2C回線の一部の使用権を取得しました。また、2020年6月にはISMO Pte. Ltd.（以下「ISMO」という。）を設立してシンガポールの通信ライセンスを取得し、上記3か国の陸上回線と併せた国際通信ネットワークを構築して10月に提供を開始しました。C2C回線の使用権の取得および国内通信ネットワークの構築により、当社グループはフィリピンにおいて、海底ケーブルの権利を保有して運用する大手通信事業者2社に次ぐ3番目の国際通信キャリアとなり、国際通信回線の供給能力が飛躍的に増加したことから、キャリアズキャリアとして通信事業者向けの販売を開始するなど事業が大きく拡大いたしております。

今後の国際通信事業の拡大には、フィリピン国内の通信網の整備による通信回線提供エリアの拡大が必要となることから、フィリピン通信事業におけるミンダナオ島等での光ファイバー敷設やフィリピン国内海底ケーブル建設などにより、ミンダナオ島等をはじめとする新たなエリアのCATV事業者や通信事業者への通信回線の提供を開始し、販売を拡大してまいります。

フィリピン通信事業

本事業の収益の柱である法人向けブロードバンドサービスは、中長期では安定的な伸長が期待されますが、過去2年間は新型コロナウイルス感染症の影響による外出制限等の実施により、マニラ首都圏での新規顧客の開拓が低調に推移いたしました。社会経済活動の正常化に向けた取り組みにより外出制限が緩和され、事務所への出勤者数が増加してきていることから、営業員の増強などを図り、獲得の強化を行っております。

2022年7月より、フィリピンの通信事業者2社と、ルソン島、ピサヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶフィリピン国内海底ケーブルシステムの共同建設を開始いたしました。その完成時期は2023年4月を予定しております。併せて、陸上回線の整備を行い、フィリピン通信事業及び国際通信事業の拡大に必要なフィリピン国内基幹回線の構築を推進してまいります。

DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現には5Gの同時接続が必要になる等今後も通信環境の整備が進んでいくことが想定されます。2021年2月に、InfiniVANが、フィリピン共和国国家通信委員会（NTC）から、1.5GHzの周波数帯の割当を受けました。2020年に割当済の5G専用の周波数帯である3.7GHz、24GHzと併せて、従来の4G技術と新たな5G技術の併用も視野に入れてマニラ首都圏の商業地域において、5G無線ブロードバンドサービスの提供を目指して実証実験を進めます。

国内通信事業

新型コロナウイルス感染症の拡大による在宅勤務やWeb会議の増加により、通信トラフィックが増加し、コールセンターシステムAmeyoJと秒課金サービスを合わせたコールセンターソリューションの売上が好調に推移いたしました。コールセンター向けのサービスでは、引き続き旺盛な需要が予想され、顧客管理とコールセンターの一元システムの構築等の包括的ソリューションの提供を進めてまいります。

メディカル&ヘルスケア事業

メディカル&ヘルスケア事業では、近視矯正への旺盛な需要に対応して、2020年3月に眼科に特化した第3院を開院したものの、前期は新型コロナウイルス感染症の蔓延による人の移動制限の影響で来院者数が減少しましたが、当期は安全に運営するノウハウの蓄積に加え、3院となったことによるレーシック手術者数への対応力が増加したことから過去最高の手術者数となりました。今後も、SLACCの提供する日本の技術やノウハウを導入した医療・美容サービスに対する顧客の評価は高く、引き続き高品質のサービスの提供に努めてまいります。

フィリピンでは予防医療の普及が遅れており、新たな医療事業として、日本の優れた画像診断技術を活用し、多くのフィリピン人の方々が適切な費用で利用出来る人間ドック・健診センターを2023年度第1四半期に開業するための準備を進めております。

その他

海外送金等の在留フィリピン人を中心とした在留外国人が必要としているサービスの提供を継続してまいります。

(2) 経営戦略

国際通信事業

C2C回線の使用権を取得して当社グループの国際通信ネットワークを構築しております。これにより、国際通信回線の供給能力が飛躍的に増大して、従来のCATV事業者向けに加えて通信事業者向けの提供が可能となりました。一方で、国際通信事業の拡大には、フィリピン国内の通信網の拡大を始めとする通信基盤の整備が不可欠であり、新たなエリアでのCATV事業者や通信事業者への販売の拡大を図ってまいります。

当社グループが推進しておりますフィリピンにおける国内海底ケーブルの敷設や5Gの実用化等の通信基盤の整備を進捗させることにより、国際通信事業とフィリピン通信事業とのシナジーが高まり、さらなる事業の拡大を図ってまいります。

フィリピン通信事業

新型コロナウイルス感染症後の社会経済活動の正常化により、フィリピン国内の通信需要が拡大しており、マニラ首都圏の法人顧客の需要は事務所への出勤者数の回復により法人向けインターネット接続サービスの新規獲得数が増加してきていることから、積極的に獲得の強化を図ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響で増加した在宅勤務などの就業形態が引き続き実施されていることもあり、個人向け通信市場も拡大していることから、レジデンシャル向けサービスの提供を強化してまいります。

フィリピンの通信事業者2社と、ルソン島、ピサヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶフィリピン国内海底ケーブルシステムの共同建設を開始いたしました。併せて、陸上回線の整備を行い、フィリピン通信事業及び国際通信事業の拡大に必要なフィリピン国内基幹回線の構築を推進してまいります。

2021年2月に、InfiniVANが、フィリピン共和国国家通信委員会（NTC）から1.5GHzの周波数帯の割当を受け、2020年に割当済の3.7GHz、24GHzの周波数帯と併せて、従来の4G技術と新たな5G技術の併用も視野に入れ、5G無線ブロードバンドサービスの提供を目指して工業団地などでの実証実験を進捗させ、実用化に向けた取り組みの強化を図ってまいります。

国内通信事業

新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の正常化により、引き続き通信トラフィックが堅調に推移し、コールセンター向けサービスにおいても安定的な需要が続くことが予想されます。コールセンターが必要としているニーズは多様化しており、従来の割安な電話サービスの提供に留まらず、SNS（注1）やAI（注2）によるコミュニケーションも含めた、顧客管理とコールセンターの一元システムの構築等、新しいコンセプトでの包括的ソリューションの提供を進めてまいります。また、会社分割により2022年7月1日に同事業を担う新会社として株式会社アイ・ピー・エス・プロを設立し、同社による新分野への事業展開等の検討を進めてまいります。

（注1） SNS

Social Networking Serviceの略称で、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスです。

（注2） AI

Artificial Intelligenceの略称で、人工知能と訳されます。コンピューターを使って、学習・推論・判断等人間の知能のはたらきを人工的に実現したものです。

メディカル&ヘルスケア事業

新型コロナウイルス感染症の対策の徹底により来院者数を急回復させ、レーシック手術数が過去最大となっております。これは、顧客からのSLACCの提供する医療・美容サービスに対する高い評価によるものを一因であると認識し、引き続き高品質のサービスの提供に努めてまいります。さらに潜在需要を掘り起こすため、SNSやホームページによる情報発信とコンタクトセンターとの連携の強化等、マーケティング手法の改善強化などを進めてまいります。

フィリピンでの新たな医療事業への取り組みとして、日本の優れた画像診断技術を活用した、適切な費用で利用出来る人間ドック・健診センターの開設を2023年度第1四半期に予定しており、その準備などを強化してまいります。

その他

海外送金等のサービスの提供を継続し、在留フィリピン人の方たちに対する新たなサービスの提供を模索してまいります。

（3）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

中長期経営戦略を推進するにあたり、優先的に対処すべき課題として下記のものがあります。

当社グループは、フィリピンでの通信事業に主要な収益の機会を求めており、この事業は、CATV事業者や通信事業者に対して国際通信回線を提供する国際通信事業と、主にマニラ首都圏地域に通信設備を構築し、法人向けのブロードバンドサービス等を提供するフィリピン通信事業から成り立っております。フィリピンでは外資規制等により新規参入が困難であり、既存の大手事業者による寡占市場であること等の理由で、さまざまな収益機会がありました。通信事業が外資規制の対象から除外されたこともあり、今後新たな競合事業者の参入も想定されることから、これから数年間の投資が今後の事業拡大にとって重要であり、そのための人材や資金その他のリソースの確保が、最も重要であると認識しております。

その他にも、下記の対処すべき課題があります。

国際通信事業

2020年、2021年に使用権を取得いたしましたC2C回線は、順調に顧客への提供を積み上げており、さらなる安定的な供給のために新たな国際通信回線を確保していくことが必要となります。また、供給量確保の前提として、全体的な通信需要を適切に把握するとともに、通信事業者向け等の大口の顧客を開拓するなど新規顧客の獲得を進め、提供先を拡大することが求められます。

フィリピン通信事業

フィリピンの通信環境を改善し、フィリピン各地の通信事業者やCATV事業者にも国際通信回線の提供など当社グループのサービスを提供するには、フィリピン国内基幹回線の整備が必要となります。昨年7月に開始したフィリピン国内海底ケーブルシステムの共同建設が2023年4月に終了する見込みであり、陸上回線の敷設などを行い、ルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶフィリピン国内基幹回線の整備を進めております。

また、マニラ首都圏における法人向けブロードバンドサービスの拡大を図るとともに、個人向けブロードバンドサービスの開拓等、市場の変化に合わせた新たな顧客の獲得による需要の確保も重要な課題であります。

国内通信事業

昨年7月に会社分割により国内通信事業を分社化し、株式会社アイ・ピー・エス・プロを設立いたしました。分社化による意思決定の迅速化などのメリットを活かし、新たな通信サービスの提供を行うなど事業の拡大を図ってまいります。

また、国内通信事業において収益の大部分を担ってきまして音声通信は、無料通話アプリの普及等により、国内での需要が減少しつつあります。そのような環境下、当社が主力としているコールセンター向け通信サービスは、広くコンタクトセンターのソリューション提供に方針を変えることが求められております。当社が提供しているコールセンター向けソフトウェアの提供、自動書き起こしやAIによる応答等、多様なニーズに応えてまいります。

メディカル&ヘルスケア事業

フィリピンの医療環境の改善を図るため、昨年6月に人間ドック・健診センターを運営する子会社Shinagawa Healthcare Solutions Corporation(以下、「SHSC」という。)を設立し、本年4月に人間ドック・健診センターShinagawa Diagnostic & Preventive Care Center(以下、「SDPCC」という。)の開院を進めております。SDPCCの運営を軌道に乗せ、早期の収益化を図ってまいります。

また、主力であるSLACCが提供するレーシックについては、引き続き需要の拡大に対応し、マーケティング手法の強化などにより、来院者数の増加に努めてまいります。

内部統制システムの強化・運用

当社グループはこれまで継続的に内部監査体制を強化し、業務の改善、統制の強化に努めてまいりました。今後は、コーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、さらにコンプライアンス遵守を社内に浸透させる施策を展開してまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは事業拡大と企業価値の向上のために、売上高、営業利益を重要な指標としております。ただ下記の事業につきましては、投資が先行する新規事業であること等から、独自の尺度で経営上の目標の達成状況を判断しております。

フィリピン通信事業は、法人向けブロードバンドサービスに関して、課金済みの顧客件数及びその契約容量を事業成長判断の一つの基準としており、毎月集計して進捗の管理をしております。

また、同サービスを利用できるようになった建物の件数も、事業成長判断の一つの基準としております。通信回線・通信機器を設置するまで、調整に時間がかかるものの、いったん設置した後は容易にサービス提供できるため、収益の可能性が高まるといえるからです。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、当社取締役会において定めたサステナビリティ基本方針に基づき事業を推進するとともに、当社グループにおけるサステナビリティ関連のリスク及び機会の認識、各種施策の検討などを行うサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は、当社代表取締役を委員長とし、委員会は各部門の部門長および重要な子会社の社長により構成され、各部門・各子会社が抱える課題等を検討し、その活動のモニタリングを行うなど、サステナビリティに関する取組を決定・推進いたします。また、気候変動に伴う事業遂行に悪影響を及ぼす事象などのサステナビリティ関連のリスク管理についてもサステナビリティ委員会にて対応いたしております。各事業分野の部門長が担当部門に関するリスク認識を共有し、当社グループとして必要な施策を迅速に講じております。さらに、重要な事象が生じた場合には適宜取締役会に報告し、その監視・監督のもとサステナビリティ経営を推進しております。

サステナビリティに関する取組は、当社ホームページ (<https://ipsism.co.jp/sustainability/>) に記載しております。

(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通じて識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は、以下のとおりであります。

- ・人々の生活の質の向上
- ・健全な市場競争の推進
- ・人々の健康意識・予防意識向上

それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。

人々の生活の質の向上

当社グループが事業展開しているフィリピンでは、通信インフラの整備が課題であり、都市部では災害や事故が起きて都市機能が麻痺しない通信インフラの構築を行い、地方では都市部との格差の解消につながる通信インフラの整備を行い、フィリピンの人々の生活の質の向上を目指します。

そのため、フィリピン国内海底ケーブルを建設し、フィリピン国内において光ファイバー回線網の敷設を進めることで、フィリピン国内基幹回線を整備し、強靱な通信インフラの構築を図ってまいります。

健全な市場競争の推進

フィリピンとシンガポール、香港、米国を結ぶ国際回線容量の提供を通し、各国事業者とパートナーシップを強化し、協業も行いながら地域の通信環境を改善し、通信サービスの選択肢を増やすことで市場の健全な競争状態の推進を目指します。

人々の健康意識・予防意識向上

日本品質の技術を導入したメディカル&ヘルスケアサービスを手頃な価格で提供することで、医療へのアクセスを容易にし、フィリピンの人々の健康意識・予防意識の向上や生活習慣病の抑制を目指します。

そのため、日本規格の予防医療に特化した人間ドック・健診センターの開院準備を進めております。

当社グループでは、女性の役員の就任、女性・外国人・中途採用者の管理職の登用等を積極的に行うなど、属性などに関係なく中核人材を積極的に採用することで、その多様性の確保を図っております。さらに、社員一人一人の成長が実感できるような取り組みを進めるとともに、海外子会社への社員の派遣などを行うことにより多様な人材の育成を図っております。当連結会計年度末現在の当社の女性の役員の比率は33%です。また、管理職に占める女性労働者の割合などについて当社及び国内連結子会社は法律の規定による公表義務の対象でなく、小規模な組織のため、具体的な目標は定めておりませんが、今後も女性・外国人・中途採用者の登用等を積極的に行い、人材の多様性の確保を図り、女性管理職の比率などを高めてまいります。

また、海外子会社についても同様の方針で採用し、人材の多様性を高めてまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性がある主な事項を記載しております。

また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、本書に記載されている将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが入手可能な情報から判断したものであります。

(1) 海外事業に関わるリスク

当社グループは、主に日本国内のほかフィリピン及びシンガポールに事業拠点を設置し、事業を展開しております。このため当該状況に係るリスクとして以下の3つの事項をあげることができます。

経済動向について

当社グループと共に、当社グループの取引先も日本国内に留まらず海外においても事業を展開しております。このため、当社グループが事業拠点を設置している3か国のほか、取引先企業が事業展開を行っている国々や地域の経済環境や社会環境の変化及び景気動向の影響を受ける可能性があり、その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

海外での事業展開について

当社グループの海外での事業展開において適用を受ける関連法令・規制・税制・政策の制定、改正又は廃止、解釈・実務上の取扱いの相違・変更、行政の運用の変更、政治経済情勢・外交関係の変化、電力・輸送・通信等のインフラの停止・遅延、人件費の上昇、テロ、戦争、伝染病等が発生した場合や、日本との商習慣との違いから取引先等との間で紛争が生じ、現地での事業活動に悪影響が生じる場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

フィリピンのカントリーリスクについて

当社及びグループ会社7社は、フィリピンにおける事業を展開しております。このうち、KEYSQUARE, INC.は国際通信事業のバックオフィス業務や在留フィリピン人向けのコールセンターの運営等を行っているほか、SLACCはマニラ市内に3つのクリニックを運営し、レーシック（近視矯正手術）、美容、矯正歯科等の施術を行う医療・美容事業を行っております。また、2015年にはフィリピン国内での通信事業展開を企図してInfiniVAN, Inc.を設立し、フィリピン国内にて通信事業を行っております。CorporateONE, Inc.はInfiniVAN, Inc.の発行済み株式の60%を保有する持株会社として機能しております。シンガポールにあるISMOはフィリピンのCATV事業者や通信事業者に国際通信回線を提供しております。Carrier Domain, Inc.はフィリピンのCATV事業者などに通信機器の販売を行っております。さらに、SHSCは、人間ドック・健診センターの開院の準備を進めております。

近年のフィリピンは、賃金水準が向上し、当社グループが希望する人材の確保が想定どおりにできない可能性があります。また、台風や火山の噴火等といった自然災害により通信システムの障害等が生じ都市機能が麻痺する場合や、反政府組織によるテロ活動等により治安が悪化した場合は、当社グループの事業活動を期待どおりに展開できない可能性や、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(2) 国際通信事業に関わるリスク

当社グループの国際通信事業は、当社によるフィリピンと香港等を結ぶ国際通信サービスの提供と InfiniVAN, Inc.によるマニラ首都圏地域内での法人向けインターネット接続サービスの提供及び通信回線のリースからなります。前者は、当社が、フィリピンと香港、北米、シンガポール、東京との間の国際通信回線（フィリピン国内区間を含みます）の契約期間中に解除不能な長期の使用権（IRU）（注1）又は国際通信回線の賃借権を、実質的な所有者である通信回線事業者から取得し小口化して、フィリピンでインターネット接続サービスを提供しているCATV事業者に対して提供しております。また後者は、InfiniVAN, Inc.がマニラ首都圏地域で法人向けにインターネット接続サービスを提供するとともに、自社で敷設した通信回線を他の通信事業者等にリースをしております。当社グループの国際通信事業には、以下のようなリスクがあります。

(注1) IRU

「Indefeasible Right of Use」の略称で、当事者間の合意がない限り破棄又は終了させることのできない長期的・安定的な通信回線使用権のこと。当社は、主に15年間のIRU契約を締結して国際通信回線使用権を仕入れ、販売しております。

当社による国際通信事業

A フィリピンにおける当社の通信事業サービスの提供の形態等について

当社は、フィリピン国内外の通信事業者から取得したフィリピンと香港等を結ぶ大口の国際通信回線を小口化し、フィリピン国内のCATV事業者や通信事業者等の顧客に提供しておりますが、フィリピン領土内における通信事業については、フィリピンでの通信事業に適用されるRepublic Act No.7925 AN ACT TO PROMOTE AND GOVERN THE DEVELOPMENT OF PHILIPPINE TELECOMMUNICATIONS AND THE DELIVERY OF PUBLIC TELECOMMUNICATIONS SERVICES（以下「R.A.7925」という。）の規制を受けております。R.A.7925により、フィリピン国内の通信事業は、フィリピン国内の通信事業の認可を得た事業者のみが行なうことができます。また、フィリピン国内の規制により、当社が単独でフィリピン国内に通信設備を設置・運用することが認められておりません。そのため、当社の子会社であるInfiniVAN, Inc.は、下記「InfiniVAN, Inc.による通信事業について」「A フィリピンにおける規制等について」に記載のとおり、フィリピン国内で通信回線を敷設して通信事業を行う為に必要なCPCN（通信事業者適格）のProvisional Authority（仮免許）を有しております。当社は、InfiniVAN, Inc.との間で、通信回線の相互接続を内容としたMutual Business Cooperation Agreementを締結し、InfiniVAN, Inc.はフィリピン国内のCATV事業者及び通信事業者に対して、フィリピン国内にある通信回線等の通信用設備のリースを行っております。さらに当社がIRU等を取得している国際通信回線は、この提携により、InfiniVAN, Inc.が保有するフィリピン国内の通信回線と接続され、フィリピン国内の顧客は、当社及びInfiniVAN, Inc.からそれぞれ個別に提供されることにより、シンガポール、香港、北米、東京にあるサーバー等と接続することができます。このような事業環境であるため、InfiniVAN, Inc.の保有するCPCNのPAの更新が認められない事象が生じた場合には、当社グループの事業展開や財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性はあります。

B 他社との競合について

フィリピン国内においては、大手2社（PLDT, Inc.及びGlobe Telecom, Inc.）が、主に携帯通信と地域間通信に係るサービスを寡占した結果、当該サービスについては、競争が不十分で料金が高止まりし、また、人口の少ない地域等では携帯電話を利用できない等の弊害が生じています。このような弊害への対応として、フィリピン政府が主導して、3番目の携帯電話事業者（Dito Telecommunity Corporation。以下「Dito社」といいます。）を立ち上げました。現在、当社グループはPLDT, Inc.及びGlobe Telecom, Inc.より国際通信回線の提供を受けており、また、当社グループからも一部国際通信回線を提供しており、これらの競合他社とは取引関係があります。また、当社はCATV事業者向け卸売り、上記の競合他社は携帯電話を中心とした小売りとマーケットでの棲み分けもできておりますが、今後、これら競合他社が、その資本力、サービス・商品、顧客基盤、営業力、ブランド、知名度等において、その優位性を現状以上に活用してサービスや商品の販売に取り組んだ場合や、他の通信事業者を更にも買収して寡占化が進む場合、当社グループが価格競争等で劣勢に立たされ、当社グループが顧客を獲得・維持できないことも考えられます。

C 特定の仕入れへの依存について

当社グループの国際通信事業の遂行にあたっては、現在、当社が、フィリピンとアメリカ間、フィリピンとアジア地域（香港・シンガポール・東京）間の国際通信回線のIRU又は国際通信回線の賃借権を、それぞれの回線ごとに別々の事業者より調達しており、調達先は Telstra International Limited（香港）、 Telekom Malaysia Berhad（マレーシア）、 PLDT, Inc.（フィリピン）及び Globe Telecom, Inc.（フィリピン）の4社となっております。これら国際通信回線の調達において、供給停止、納入遅延、不具合等の問題が発生し、調達先や回線の切り替えが適時にできない場合、品質維持のために必要な保守・点検が打ち切られた場

合、又は、大幅な値上げを要求される場合、当社グループのサービスの提供に支障をきたし、顧客の獲得・維持が困難になる可能性や調達先の変更のために追加のコストが生じる可能性があります。その結果として、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

D サービスの構成について

これまで当社は、国際通信事業において、国際通信回線のIRU又は賃借権を、当該回線の実質的な所有者である国際通信回線事業者から取得し、主にそれを小口化してフィリピンのCATV事業者により長期のIRU契約により提供してまいりました。しかし伝送技術の発達による既存通信回線の高速化や新規通信回線の設置計画等により、国際通信回線の価格が低下傾向であり、フィリピンのCATV事業者が長期のIRU契約から短期リースの契約にシフトする動きが顕著になっております。

従来、国際通信回線の卸売りに関しては、PLDT, Inc.及びGlobe Telecom, Inc.以外の競合事業者がおらず、長期にわたって収益が見込めるマニラ以外の地域、地方都市において、CATV事業者向けの卸売事業を拡大してきました。しかしながら、下記「 InfiniVAN, Inc.による通信事業について E 地方へのネットワークの拡大について」に記載のとおり、3番目の携帯電話事業者とされているDito社やConverge ICT Solutions, Inc.から、マニラとルソン島以外の地域を結ぶ海底ケーブルの建設工事計画が実施されており、地方都市のインターネット接続サービスを取り巻く市場環境は大きく変わる可能性があります。これらの会社が、地方都市でのネットワークの整備を行った場合、当社の事業機会の可能性が小さくなり、当社グループの財政状態や経営成績に影響が出る場合があります。

また、当社の仕入先である Telstra International Limited (香港)、 Telekom Malaysia Berhad (マレーシア)、 PLDT, Inc. (フィリピン) 及び Globe Telecom, Inc. (フィリピン) の4社の国際通信回線事業者が、当社の販売先である中堅CATV事業者等に国際通信回線を販売する場合には競争が激化するなど、当社グループのサービスの提供に影響を及ぼし、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

E ケーブルテレビの市場環境

動画配信利用者の増加や、それに伴うテレビの視聴時間の減少、更に動画配信プラットフォームを経由したコンテンツの視聴時間の増加等のライフスタイルの変化により、有線放送を取り巻く環境は厳しく、米国をはじめとして、各国のCATV事業者は、収益の柱を有線放送からインターネットサービスプロバイダー事業に移行させることを試みております。ただし、そのためには、CATV事業者のインターネット接続サービスのほうが、通信事業者のサービスよりも魅力的であると市場が認知するだけの、通信設備や回線への投資が不可欠となります。一方、こうした動きに対応して、米国ではいち早く5Gによる家庭向けインターネット接続サービスが通信事業者によって提供される等、通信業界とCATV業界の競争が激化しております。また、フィリピンでも、これまでDSLサービス(注3)しか提供してこなかった大手通信事業者が、地方でもFTTH(注4)の提供を開始し、ポケットWi-Fi等の提供を始め、家庭用インターネット接続サービスに積極的に取り組むようになっております。こうした状況下、CATV事業者では、インターネット接続サービスで優位性を保つために、通信回線の光ファイバー等への置き換え等を行う必要があり、こうした投資に後れを取った場合、CATV事業者がインターネット接続サービスで収益を上げることができなくなる可能性があります。ひいては当社が取得した下記「その他全般に関わること A 国際海底ケーブルの使用権の取得について」に記載のC2C回線の収益に影響を及ぼし、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(注3) DSLサービス

電話回線等のアナログ回線を利用した高速なデータ通信を行う技術を使ったデータ通信サービスのこと。既存の設備を使って高速通信ができるとして日本でも普及したが、距離に応じて通信速度が落ちることもあり、日本では下記のFTTHサービスに置き換わっている。東日本電信電話株式会社（NTT東日本）・西日本電信電話株式会社（NTT西日本）は2023年にサービスを終了と公表。

(注4) FTTHサービス

「Fiber To The Home」サービスの略称であり、光ファイバーを使った高速データ通信サービス。東日本電信電話株式会社（NTT東日本）・西日本電信電話株式会社（NTT西日本）が提供する「フレッツ光」が有名。

F 特定の顧客及び委託先への依存について

当社グループの国際通信事業では、国際通信回線の案件開拓等の、営業活動の一部をフィリピン国内の事業者へ委託しております。特にAmerille Management Consultancy社を通じた2023年3月期の売上は1,008百万円で国際通信事業の売上の19.5%となっております。現在、同社との関係は良好であります。仮に同社との関係が悪化し、同社を介した売上がなくなった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

InfiniVAN, Inc.による通信事業について

A フィリピンにおける規制等について

当社は、当社グループによるフィリピン国内の通信回線の提供を目的として、当社子会社であるInfiniVAN, Inc.を設立しております。2016年6月に同社に通信事業を行う権利（Franchise）を付与する法律AN ACT GRANTING THE INFINIVAN, INC. A FRANCHISE TO CONSTRUCT, INSTALL, ESTABLISH, OPERATE AND MAINTAIN TELECOMMUNICATIONS SYSTEMS THROUGHOUT THE PHILIPPINES（以下「R.A.10898」という。）が制定され、同社は、2017年7月にフィリピン国内に自ら通信回線を敷設することなく通信事業を行う為に必要となるValue Add Service Provider（付加価値サービス。以下「VAS」という。）の登録を行ったほか、2017年11月にNational Telecommunication Committee（国家通信委員会）から、フィリピン国内に通信回線を敷設して通信事業を行う為に必要な、Certificate of Public Convenience and Necessity（通信事業者適格。以下「CPCN」という。）のProvisional Authority（仮免許。以下「PA」という。）を取得いたしました（Case Number 2016-227）。PAを同社に付与する命令書（Order）では、PAの有効期間は2017年11月10日から18か月間とされ、InfiniVAN, Inc.はPAの取得後1年以内に約305百万ペソ以上の増資を行うこと等の義務を負い、増資義務に違反した場合には、PAの更新及び期間延長ができない旨が条件として規定されております。また、同社は、2018年9月11日に、ピサヤ・ミンダナオ地域でのCPCNのPAが認められました（Case Number 2017-011）。この2つのPAによって同社に課された増資義務はすでに履行済みであり、各PAは更新されております。また、ルソン島のCPCNのPAの有効期限は2023年5月10日となっており、ピサヤ・ミンダナオ地域のCPCNのPAの有効期限は2023年3月10日となっており、現在、再更新の申請済みとなっております。

また、InfiniVAN, Inc.に通信事業の権利を付与するR.A.10898では、事業開始後5年以内に同社株式を30%以上売り出して、フィリピン株式市場に上場させることが規定され、当該期限内に株式の上場ができない場合、通信事業を行う権利が無効になる旨規定されております。さらに、InfiniVAN, Inc.が当該法令に違反する行為を行った場合、行政機関からVASの登録やCPCNを取り消されたり、当社グループの取引先から契約を解除される可能性があります。上記のような事態が発生した場合、当社グループが想定している当社グループの国際通信事業の展開に支障が生じ、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

B フィリピンにおける外国資本の出資規制について

フィリピンでは、同国の憲法において、外国資本がPublic Utility（以下「公共事業」という。）に出資できる上限を40%と定めており、Public Service Act（以下「公共サービス法」という。）において、フィリピン国内の電気通信事業を公益事業の一つとして規制の対象にしていたが、公共サービス法の改正法案がフィリピン共和国の国会での承認を経て、2022年3月に大統領が改正法案に署名して成立しました。この度の改正により、フィリピン国内の電気通信事業は公共事業の対象ではなくなり、外資規制の適用を受けなくなります。

フィリピンの憲法では、外国資本の投資にその規程の細則を定めるForeign Investments Act（以下「外国投資法」という。）と外国資本が自己の出資比率以上に会社を支配し、経済的利益を得ることを規制するAnti Dummy Law（以下「アンチダミー法」という。）が制定されております。上記法令に基づく外国資本の投資制限（以下「外資規制」という。）により、フィリピンにおける公益事業については、外国資本が単独で経営権を維持し、事業の拡大を図ることはできず、現地資本との協調が不可欠となります。具体的には、外国資本、および外国資本と信頼関係が構築されたフィリピン法人又はフィリピン人のパートナーとでフィリピン事業会社の株式の過半数を確保し、取締役以外に外国資本を代表する者と外国資本と信頼関係が構築されたフィリピン資本を代表する者が就任し、同社の取締役会の過半数を確保することが考えられます。

当社のInfiniVAN, Inc.の株式の直接持分は40%、残りの60%は当社子会社のCorporateONE, Inc.が保有しております。CorporateONE, Inc.の株式は、当社子会社のKEYSQUARE, INC.がその発行済み株式の40%を保有し、残りの発行済み株式の60%はフィリピンにおいて当社と長期の信頼関係のあるフィリピン国籍を有する個人が保有しております。（株式保有割合の端数は切り上げております。）またCorporateONE, Inc.の定款には、フィリピン会社法第98条に基づく株式の譲渡制限規定が設けられており、既存の株主以外の方への譲渡は原則できません。この構成はフィリピン法の専門家の助言を受けた、上記外資規制等の法令に適合したものであり、この度の改正前の公共サービス法においても適法であると判断しております。さらに両社の取締役は、当社グループの出資比率を超えない範囲で推薦する取締役のほかに、長期にわたり当社との間に、信頼関係が構築されているフィリピン国籍を有する個人に両社の取締役に就任いただき、合わせて取締役会（各定員5名）の過半数（各3名）を占め、経営権を維持するようにしております。もっとも当社とCorporateONE, Inc.のフィリピン資本の株主間での信頼関係が失われるなどして、フィリピン資本の株主が、当社の意向に反するInfiniVAN, Inc.の取締役の選任を行ったときは、当社と協調しない可能性の高い取締役が過半数を占めるだけでなく、当社を代表する取締役の選出すらできず、それにより経営権を失い、当社の意図する事業計画を実行できなくなるおそれがあります。

さらにCorporateONE, Inc.の経営権が失われることで、CorporateONE, Inc.が競合他社に、InfiniVAN, Inc.の株式の過半数を売却するような事態に陥ったときは、当社国際通信事業のフィリピン国内区間のサービス提供が困難になり、当社の国際通信回線事業のうち、InfiniVAN, Inc.の回線を利用しているものについては、お客様との契約期間満了後の継続提供ができなくなるおそれがあるとともに、新規のサービス提供が難しくなる可能性があります。当社が提供する海外通信回線サービスの事業の継続のため、フィリピン国内の通信事業者との提携は不可欠であり、代替する事業者との提携がうまくいかなかったときは、InfiniVAN, Inc.事業だけでなく、当社の国際通信回線事業について事業計画の見直しの変更が必要になるおそれがあります。他にも、当社とInfiniVAN, Inc.、CorporateONE, Inc.との関係に変化が生じ、企業連結等に影響を及ぼすおそれがあります。これらの事態は、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

さらにCorporateONE, Inc.の経営権が失われることで、CorporateONE, Inc.が競合他社に、InfiniVAN, Inc.の株式の過半数を売却するような事態に陥ったときは、当社国際通信事業のフィリピン国内区間のサービス提供が困難になり、当社の国際通信回線事業のうち、InfiniVAN, Inc.の回線を利用しているものについては、お客様との契約期間満了後の継続提供ができなくなるおそれがあるとともに、新規のサービス提供が難しくなる可能性があります。当社が提供する海外通信回線サービスの事業の継続のため、フィリピン国内の通信事業者との提携は不可欠であり、代替する事業者との提携がうまくいかないときは、InfiniVAN, Inc.事業だけでなく、当社の国際通信回線事業について事業計画の見直しが必要になるおそれがあります。他にも、当社とInfiniVAN, Inc.、CorporateONE, Inc.との関係に変化が生じて企業連結等に影響を及ぼし、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

また外資規制に関する公権的判断が、裁判所の判決だけでなく、法務省、証券取引委員会による意見書によってもなされている上、判例や意見の変更もしばしば行われていることから、外資規制については、予見可能性が相対的に低いという問題があり、当社グループの資本構成や事業活動が、法解釈の変更によって法令に適合していないという判断がなされた場合には、当社グループの事業や財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、公共サービス法の改正によって外国資本がフィリピン国内の通信事業者に過半数の出資ができる場合、当社がより積極的にフィリピンの通信事業に投資できるようになる半面、他の外国資本の参入により競争が激化し、当社グループの事業や財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

C フィリピン国内通信回線整備について

当社グループでは、InfiniVAN, Inc.がマニラ首都圏地域内で通信回線敷設を行っております。マニラ首都圏地域内に通信回線を敷設するためには、Local Government Unit (LGU 地方自治体)、Department of Public Works and Highways (DPWH 公共事業及び高速道路省)の許可も必要となります。しかしながら、通信回線の敷設工事に必要なこれらの許認可、住民の同意が想定どおりに整わなかったときは、事業の進捗に遅れが生じ、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

また、マニラ首都圏地域内は幹線道路の慢性的な渋滞等により、回線敷設工事の実施が困難であり、工事が遅延するケースも予想され、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

D 地方のCATV事業者との取引拡大について

当社及びInfiniVAN, Inc.は、インターネット環境が十分ではなくCATV事業者が廉価な国際通信回線を必要としているピサヤ・ミンダナオ地域で通信回線敷設を行い、CATV事業者に対して国際通信回線のIRUを提供することを計画しております。ただし、小規模なCATV事業者にとってIRU代金の一括支払いは負担が大きく、分割払いを認める予定であり、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、ピサヤ・ミンダナオ地域は、当社グループの拠点の所在地であるマニラ首都圏からは距離があり、通信回線に障害が発生した場合の対応に時間を要する可能性があります。従って、天災や障害が発生した場合に損害が拡大する可能性があります、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

E 地方へのネットワークの拡大について

マニラとルソン島以外の地域とを結ぶ国内通信回線はPLDT, Inc.及びGlobe Telecom, Inc.が寡占しており、これまで他の事業者によるルソン島以外の地域での通信サービスの提供は限られておりました。当社グループのInfiniVANは、フィリピンの通信事業者2社と共同で、ルソン島とピサヤ諸島・ミンダナオ島を結ぶ海底ケーブルの建設工事を進めていますが、3番目の携帯電話事業者であるDito社やConverge ICT Solutions, Inc.も海底ケーブルの建設計画を表明しており、競争の激化が当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

その他全般に関わること

A 国際海底ケーブルの使用権の取得について

当社は、2020年5月にフィリピンと香港・シンガポールを結ぶTelstra International Limited(香港)が保有するC2C回線のIRUを取得する契約を締結し、同年10月にフィリピン国内のCATV事業者や通信事業者に対する当該回線の提供を開始いたしました。IRUは一種のリースであり、所有者としての責任を第三者に対して負うものではありませんが、伝送技術の進化又は新たな海底ケーブルの敷設により、今後も1Mbps(メガビット)あたりの料金は年々下落することが予想され、C2C回線の販売における事業性の悪化が、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

B 減損損失について

当社は、国際通信回線の取得価額を無形固定資産である通信回線使用権として計上しておりますが、フィリピンのCATV事業者等に提供できない期間が長引き、将来キャッシュ・フローを創出しないと判断された場合には、会計上、当該通信回線使用権について減損損失を計上することになります。現状において、保有する通信回線使用権の減損処理を必要とする事象は生じていませんが、顧客への提供が順調に進まなかった場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

C 技術革新への対応について

データ通信業界では、伝送技術の進化により、通信速度の高速化が進み、1Mbps(メガビット)あたりの料金は年々下落する傾向にあります。仕入れ方法の多様化を進めてリスクの分散を図っているものの、当社は国際通信事業において、国際通信回線を長期契約で調達していることから、当該調達に係る費用を上回るIRU料金・リース料で新規に契約する顧客がいなくなる可能性、さらには、当社が調達している国際通信回線が陳腐化しニーズがなくなる可能性があり、その場合、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

D 自然災害等の予測困難な事情について

当社が国際通信事業において展開する国際通信回線使用权の販売においては、海底ケーブルが重要な構成要素となっております。万が一、地震や事故等で海底ケーブルが切断された場合、当社のネットワークは迂回路を構築しておりませんので、再度接合されるまでは、サービスの提供に支障をきたす可能性があります。当社では、そのような場合に当社の顧客に対する責任額を一定限度に制限する旨の契約を締結し、損失額を限定しておりますが、一定金額の費用負担が発生する可能性があります。また、復旧に相当時間を要した場合、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。また、通信サービスを復旧させるために追加の費用負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(3) 国内通信事業に関わるリスク

当社では、意思決定の迅速化及び機動的な企業運営を強化し、事業執行の確実性とスピード化を図るため、2022年7月に当社子会社として株式会社アイ・ピー・エス・プロ（以下「IPSP」という。）を設立し、IPSPが会社分割により国内通信事業を承継しております。IPSPは、主に、秒課金サービス等の音声通信サービス、及びコールセンターシステムを提供しております。国内通信事業による売上高は、当連結会計年度の売上高の34.6%を占めておりますが、以下のようなリスクがあります。

日本における規制等について

IPSPは、国内通信事業について電気通信事業法及び有線電気通信法等の関連法令・業界慣行による規制の適用を受けており、同社は総務大臣に電気通信事業者として届出（電気通信事業届出A-04-19836、届出の有効期限なし）を行い、これらの関連法令の遵守をしております。

名称	所轄官庁	登録の有効期限	関連法令
電気通信事業者届出 A-04-19836	総務省	なし	電気通信事業者法 昭和59年法律第86号

IPSPが、その事業運営が適正かつ合理的でないために電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、総務大臣より業務改善命令を受けことがあります。当該法令や命令に違反する行為がある場合には、罰金等の処分を受けたり、または当社の取引先から契約を解除されたりする可能性があります。かかる事態が発生した場合には、当社グループの信頼性の低下や事業展開に支障が生じたりする可能性があるほか、金銭的負担の発生により、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。また、これらの法令の変更やその解釈変更、新たな法令の施行、国内の情報通信政策等の変更・決定、これらに伴う規制の見直し・整備、業界慣行の変更が行われた場合、IPSPの事業展開や当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

技術の進展等について

IPSPが展開する国内通信事業においては、技術革新のスピードが速く、新技術によるサービスの導入により、音声通信需要は減少傾向にあります（2010年-2019年 総務省・経済産業省「情報通信基本調査」）。現状において、国内通信事業の音声通信による売上比率は、当連結会計年度の国内通信事業の売上の約9割を占めており、当社は、コールセンターシステムやデータセンターでのコロケーションサービス等の音声通信に依存しない事業構造へ切り替えを進めておりますが、今後想定を上回る速度での技術革新が起こったり、新技術が出現したり、事業構造の切り替えが想定どおりに進まない場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

他社経営資源への依存について

IPSPは、国内通信事業に係る通信サービスの提供に必要な通信ネットワークを構築する上で、他の事業者が保有する通信回線設備等を一部利用しています。今後何らかの事情により、当該設備等を継続して利用することができなくなった場合、又は当該設備に係る接続料（他の通信事業者に支払う必要のあるネットワークの利用料になります。）等が引き上げられた場合、当社の事業展開や当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。また、この接続料の算定にあたっては、年度開始時の4月には単価を定めず、翌年の2月頃に利用実績を見て決定し、年度開始時の4月に遡って適用するというルールを取っている事業者もあります。そのため精算が行われる第4四半期の収支や損益が他の月に比べて大きく振れる可能性があります。

環境の変化について

IPSPが主力とする音声通話サービスは、チャット、メール、SNSその他通信手段の普及により、需要は減退しております。また、当社のコールセンター事業者向けサービスの主なユーザーであるコールセンター運営事業者も、スタッフ確保が難しくなっていることから、チャットロボ等への移行を積極的に取り組んでおります。中長期的には、音声通信の市場が縮小する可能性は高く、特に音声通話に依存した通信事業を行うことは、当社の財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

特定の仕入先への依存について

IPSPの国内通信事業におけるサービスの一つであるコールセンターシステム「AmeyoJ」は、Drishti-Soft Solutions Pvt. Ltd.が開発し、IPSPは同社より日本国内での販売代理権を付与され、またライセンスを仕入れております。同社との契約は、更新の規定はなく、また当事者の3か月前の通知により、いつでも解約ができる規定となっております。同社との契約が解約され、又は更新されない場合や、同社に不測の事態があった場合、代替の仕入先は存在せず、当社は当該サービスを提供できなくなるにより、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

個人情報及び情報セキュリティについて

IPSPは、国内通信事業の遂行にあたり、顧客の企業情報や顧客が保有する個人情報等、様々な機密情報に接する機会があります。通信事業者として通信の秘密の保護を遵守するとともに、それらの情報管理やセキュリティ管理に対しては個人情報保護規程や情報管理・秘密保持規程を整備し、利用権限の確認の強化、アクセスログの保存等の外部ネットワークからの不正侵入を防止する方策を実施する等、情報の適正な取り扱いと厳格な管理を行っております。しかしながら、外部の侵入や内部での人為的なミス等により、これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。また社会情勢の変化等により、情報の保護、通信の秘密の保護に要するコストが増加したときは、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

システムトラブルや人為的なミスによるサービスの中断・品質低下について

IPSPが提供する国内通信事業に係る通信サービスにおいて、IPSP及び他の通信事業者の人為的なミスや設備・システム上に障害等が発生した場合、通信回線の遮断等が生じて各種サービスを継続的に提供できなくなることで、又は各種サービスの品質が低下すること等の重大なトラブルが発生する可能性があります。サービスの中断・品質低下による影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、顧客から損害賠償を請求される可能性、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

サービスの不適切利用について

IPSPの国内通信事業に係る電話サービスが、振り込み詐欺をはじめとする犯罪行為の道具として利用された場合、当社の信頼性や企業イメージが低下したり、事業展開に影響を与える可能性があります。

(4) メディカル&ヘルスケア事業に関わるリスク

当社の海外子会社SLACCでは、フィリピンでレーシック（近視矯正手術）、美容、矯正歯科等の施術を行う医療・美容事業及び化粧品の販売を行っております。これら事業には、以下のようなリスクがあります。

フィリピンにおける規制等について

当社の海外子会社であるSLACCは、医療法人社団翔友会理事長との合弁会社でありフィリピンのマニラ首都圏地域で、3つのクリニックを運営し、レーシック（近視矯正手術）、美容及び矯正歯科等の施術を行う医療・美容事業を行っております。フィリピンでは民間企業による医療施設の開設及び運営が認められており、同社はHospital Licensure Act (R.A4226)に基づいて医療施設開設の許可及び運営の免許を取得しております。また、医療機器の使用許可により規制されております。当社グループは許可等の取得・更新を行い、法令遵守を徹底しておりますが、法令の改正若しくは新たな法令の施行又は法令の解釈の変更により、当社グループの期待どおりに医療・美容事業を展開できなくなる可能性があります。

なお、フィリピンでは、日本における医療広告のような規制はありませんが、消費者保護を目的とするConsumers Act of the Philippines (R.A7394)により、値引き等の広告をする場合には、所轄官庁（Department of Trade and Industry：取引産業省）の事前の許可が必要です。当社グループは、被施術者獲得に関する法令を遵守しておりますが、法令の改正若しくは新たな法令の施行又は法令の解釈の変更により、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

他社との競合について

フィリピンでは医療・美容事業に進出する会社が増加してきており、今後品質・価格・サービス競争が激化するものと認識しております。このため、当社グループが品質・価格・サービス競争に適切に対応できず、競合他社が当社グループの施術・サービスと同等又はより優れたものを導入する場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

合併事業であることのリスク

SLACCは当社及び医療法人社団翔友会理事長との合併会社（当社の議決権所有割合は緊密者を含め約50.5%）であり、SLACCは医療機器の選定や医師の研修等を翔友会グループに委託しており、翔友会グループは当社グループの医療・美容事業の運営上重要な役割を果たしております。当社グループと翔友会グループとは、これまで円満な関係を維持しておりますが、状況の変化により、合併関係が解消されるに至ったときは、SLACCによるメディカル&ヘルスケア事業が継続できず、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

医療行為の安全性について

SLACCが行う医療行為のうちレーシック（近視矯正手術）に関しましては、1995年にアメリカの食品医薬品局（FDA）がエキシマレーザーを使用した視力矯正術を認可し、日本でも2000年に厚生労働省が認可されております。レーシック（近視矯正手術）の安全性については、歴史が比較的浅く、後遺症の有無等の長期にわたる安全性は実証されていないという意見もあり、こうした懸念が広がった場合、当社グループの顧客の獲得・維持が困難になり、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

なお、SLACCで行う美容整形の施術は、全身麻酔を必要とするような外科的手術は行っておりません。またSLACCの合併先である翔友会グループに対して医師の研修実施を委託し、医師が施術前の問診を徹底して行うこと等により医療事故の抑止に努めておりますが、万が一医療事故が発生した場合、当社グループの信用低下や、損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

フィリピンにおけるレーシック（近視矯正手術）の業界について

近年は、フィリピン国内においてPCの操作、スマートフォンの操作の機会が増える等により近視になる要因が増えており、それに伴ってレーシック（近視矯正手術）の知名度の向上やレーシックの需要は拡大するものと考えております。しかしながら医療技術の未熟な医師による手術や、衛生管理が不徹底な医院での手術により、眼病の疾患が発生する等、レーシックへの信頼性が損なわれた場合等においては、レーシックに対する需要が減少し、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

拠点展開方針と設備投資方針

当社グループは、メディカル&ヘルスケア事業において、今後もフィリピン国内で分院の開設を進めていく予定です。新規分院の開設にあたって開設する地域の市場調査を十分に行った上で開設しますが、顧客や診療件数の増加が想定を下回り、開設からある程度の期間は、損失を計上する可能性があります。また、既存のクリニックにおいても、今後の顧客増加への対応、あるいは医療サービスの品質の向上を図るため、継続的な医療技術の向上、医療機器等の設備投資が必要であると認識しています。設備投資を行ったものの、顧客や診療件数の増加が想定を下回った場合には、稼働率が低下することになり、減価償却費等の費用を超える収益を確保できず、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

医療スタッフの確保

当社グループは、専門医をはじめとしたスタッフの確保は、メディカル&ヘルスケア事業の拡大にとって重要であるため、優秀なスタッフが就業・定着するように、積極的な採用活動のほか研修等を実施しております。しかしながら、こうしたスタッフの採用ができない、定着しない等、人材の確保に支障をきたすときは、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

新規事項に関するリスク

当社グループでは、人間ドック・健診センターを運営する会社を設立し、2023年度第1四半期の開業に向け、準備を進めております。当該人間ドック・健診センターは、設備の先行投資が必要となる事業であり、その開業が遅れた場合や顧客数や稼働率が計画を下回った場合には、減価償却費等の費用を超える収益を確保できず、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

個人情報等の流出等について

当社グループでは、メディカル&ヘルスケア事業の遂行に当たり、顧客の氏名・住所・電話番号等の個人情報を取り扱っております。当社グループでは、それらの情報管理やセキュリティ管理に対しては個人情報保護規程や情報管理・秘密保持に関する規程を整備し、情報の適正な取り扱いと厳格な管理を行っております。しかしな

がら、外部からの不正な手段によるサーバー内の侵入等の犯罪や従業員の過誤等により個人情報漏洩する可能性はあります。そのような場合、当社グループに対する信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(5) その他の事業に関わるリスク

その他の事業として、在留フィリピン人を主な対象とする海外送金等のサービスのあっせんを行っており、これら事業には以下のようなリスクがあります。

個人情報等の流出等について

当社グループでは、事業の遂行にあたり、顧客の氏名・住所・電話番号等の個人情報を取り扱っております。当社グループでは、それらの情報管理やセキュリティ管理に対しては個人情報保護規程や情報管理・秘密保持に関する規程を整備し、情報の適正な取り扱いと厳格な管理を行っております。しかしながら、外部からの不正な手段によるサーバー内の侵入等の犯罪や従業員の過誤等により個人情報漏洩する可能性はあります。そのような場合、当社グループに対する信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(6) 組織体制に関わるリスク

特定の人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役の宮下幸治は、当社グループの経営方針や経営戦略の策定、当社事業の推進に重要な役割を果たしております。当社グループでは、同氏に過度に依存しないように経営体制を整備し、権限の委譲と人材の育成・強化を通じてリスクの軽減を図っておりますが、何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

人材の確保と育成について

当社グループは、経営理念の実現に向けて高い能力と志をもった人材を集めることに注力してまいりましたが、中核となる社員が予期せぬ退社をした場合には、当社グループの事業展開及び経営成績等業績に重大な影響を与える可能性があります。このような事態を防ぐために、今後も事業拡大に伴い、積極的に優秀な人材を採用・教育し、また、魅力的な職場環境を整備していく方針ですが、そうした人材を獲得できないときは、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

小規模組織における管理体制について

当社は、2023年3月31日現在、取締役6名（内2名が社外取締役）、監査役3名（内3名が社外監査役）、従業員数は31名と小規模組織にて運営しており、また海外子会社を含めた連結ベースでは従業員477名となりますが、グループ全体の管理も当社が行っております。内部管理体制もこの規模に応じたものになっております。当社では、今後、事業の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充を図る予定です。しかしながら、事業の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充が順調に進まなかった場合には、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(7) その他

為替相場の変動について

当社グループは日本国内のほかフィリピン及びその他の国や地域において通信サービスの仕入及び販売を行っております。通信サービスの仕入及び販売に関する契約締結時と決済時の為替変動や、IRU取引に関連するリース投資資産（2023年3月末残高：3,203百万円）及び外貨建ての借入金（2023年3月末残高：4,406百万円）についての為替変動に伴う評価替えの結果、生じる為替差損益が当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。また、連結財務諸表を作成するにあたっては外貨を円換算する必要があり、換算時に使用する為替レートによっては当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

潜在株式について

当社は、役職員の会社業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を利用したストックオプション制度を導入しております。また、2019年8月には、より一層役職員に対して会社業績の向上への意識を強くさせるため、一定の営業利益に到達しないと新株予約権が交付されない信託を用いたインセンティブプランを導入しております。これらの新株予約権が行使された場合は、新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。2023年3月31日現在、これらのストックオプションによる潜在株式数は814,990株であり（上記信託を用いたインセンティブプランに係る未権利行使確定分の新株予約権は除く。）発行済株式総数12,440,800株の6.56%に相当しております。

配当政策について

当社は現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立より2020年3月期まで配当は実施しておりませんでした。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、2020年12月25日の東京証券取引所市場第一部への上場市場変更を記念して、2021年3月期の期末配当において1株当たり10円の記念配当を実施いたしました。また当社は、株主への還元について、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りながら、達成した業績を反映した適切な配当を、継続して実施することを基本方針とすることといたしました。これにより2022年3月期の期末配当において1株当たり25円の普通配当を実施いたしました。2023年3月期は、1株当たり17.5円の間配当を実施し、期末配当として1株当たり17.5円の普通配当を実施することとしました。これにより今期の年間の配当金は1株当たり35円となります。

今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら達成した業績を反映した適切な配当の実施を検討していく方針です。

自然災害等の大規模災害による被害について

台風、地震、津波等の自然災害や火災等の事故及び情報システムの停止等により、当社グループの事業活動が停滞又は停止するような被害を受けた場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症等の伝染病の流行により、当社グループが事業を行う国又は地方自治体等が事業停止命令、外出禁止命令又は休業要請等を行うような場合、当社グループの事業活動が停滞又は停止する可能性があります。その場合当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

当社グループが意図せずに第三者の知的財産権を侵害した場合、権利侵害の差し止めや損害賠償、商業的に妥当ではないライセンス使用料の請求を受ける可能性があります。その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

訴訟について

当社は、新たに法的な紛争が発生しそれに対する訴訟等が提起された場合、その内容及び結果によっては、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

有利子負債依存度、支払利息の増加

当社グループは、設備投資等のための資金調達を主に金融機関からの借入金に依存しており、2023年3月末現在における連結総資産に占める有利子負債依存度は27.6%であります。今後、フィリピンでの通信事業を展開するために当社グループは設備投資を行う予定ですので、さらに有利子負債の依存度は高まる可能性があります。そのため、借入金の増加による財務体質の悪化や、借入金利の上昇により支払利息が増加した場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状況、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、次のとおりであります。

財政状況及び経営成績の状況

当社グループは、Open Doorという企業理念のもと、いまだ誰も突破できていない障壁のある生活に密着した分野で、誰よりも先んじて事業機会を創造し、事業を展開し、産業構造を変え、あるべき社会を実現すべく、さまざまな事業に取り組んでおります。特に、新しいIT技術を活用した通信環境の提供によりフィリピンの社会課題を解決し、SDGsに貢献しつつ、事業の拡大を図っております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の普及や各種政策の効果などにより世界各国では経済活動の正常化が進みましたが、日本を除き世界的な物価の上昇に対処するため、インフレ鎮静化に向けて日本を除く世界各国では金融引き締めが続いております。また、急激な為替相場の変動やウクライナ侵攻の長期化に起因する原材料・エネルギー価格の高騰など、依然として経済の先行きは不透明な状況となっております。日本においては、まん延防止等重点措置が昨年3月下旬に全国的に解除されて以降、政府による行動制限は行われず、社会活動の正常化が進んでおります。また、経済においても景気の持ち直しが期待されておりますが、海外景気の下振れが日本の景気を押し下げるリスクになるとみられております。当社グループの主要市場の一つであるフィリピンにおいては、新型コロナウイルス感染者数は低く推移しており、2022年のGDP成長率は前年比7.6%となるなどコロナ禍以前の水準を上回り、社会経済活動が回復してきております。一方で、フィリピンにおいても2022年の消費者物価指数は上昇率平均5.8%と高い値で推移しており、急激な物価上昇を抑えるために中央銀行による金融引き締めが行われております。新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに、人々の新しい生活様式、リモートワークを前提とした新しい働き方への変化など、社会の変化が急速に進んでおり、通信回線を介してのコミュニケーションの重要性がさらに増大しています。社会を支える生活基盤としての通信回線の整備・拡充は、日本・フィリピンを始め世界中において急務となっており、今後とも積極的に事業の拡大を図ってまいります。

当社グループでは、2020年と2021年それぞれにフィリピンとシンガポール・香港を結ぶ海底ケーブル（City-to-City Cable System、以下「C2C回線」）の使用権の一部及び各国の陸上回線から成る国際通信ネットワーク（以下「国際通信ネットワーク」）を取得して、キャリアズキャリア（通信事業者のための卸売業者）としてのポジションも確立し、拡大する通信需要に応えると共に、フィリピン国内基幹回線の拡充などを図るためフィリピン国内海底ケーブルの共同建設を2022年7月に開始するなど、事業の拡大に努めております。

日本においては、コールセンター事業者を中心に、ソフトウェア、通信回線及びコンサルテーションを顧客毎に最適化したサービスの提供が拡大しています。

マニラ首都圏地域においてクリニックを運営しているShinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation（以下「SLACC」）では、お客様が安心して受診できるように徹底した新型コロナウイルス感染症予防対策に努めており、レーシックの件数が前年度に比べ大幅に増加しています。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は12,346百万円（前期比15.1%増）、営業利益は3,311百万円（同34.8%増）となりました。また、円安の進行に伴い為替差益を210百万円計上したことにより経常利益は3,464百万円（同19.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2,292百万円（同21.4%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

（国際通信事業）

当期における国際通信事業は、引き続きフィリピンにおける通信回線の需要拡大を捉え、当社グループが使用権を保有する国際通信ネットワークC2C回線の販売を強化し、ストック型ビジネスの拡大を図るとともに、今期はフィリピンのCATV事業者などに対する通信機器の販売の計上がありました。

その結果、当期の国際通信事業の売上高は5,167百万円（前期比40.3%増）、セグメント利益は1,704百万円（同68.5%増）となりました。

（フィリピン通信事業）

当期におけるフィリピン通信事業では、コロナウイルス感染症による移動制限などが緩和されたことに対応し、マニラ首都圏での法人向けインターネット接続サービスの販売を強化するため、営業員の積極的な増強など

の先行投資を行いました。また、フィリピン国内の基幹回線網を整備し、さらなる事業拡大を図るため、2022年7月に建設を開始したルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶフィリピン国内海底ケーブルシステムの共同建設は順調に進捗し、2023年4月に海底における敷設作業が終了いたしました。

当期の売上高は1,181百万円となり、営業員の増強などにより法人向けインターネット接続サービス（Enterprise）の売上が増加しましたが、前期には大口の通信機器の販売による売上計上があったことから、前期比33.8%減となりました。セグメント利益は先行投資の増加を吸収し、229百万円（同2.5%増）となりました。

（国内通信事業）

当期における国内通信事業においては、同事業の意思決定の迅速化や機動的な企業運営を強化するため、2022年7月1日に会社分割により分社化し、株式会社アイ・ピー・エス・プロを設立いたしました。当期も引き続き日本国内の販売代理権を有する、インドのDrishti-soft Solutions Pvt. Ltd.が開発したコールセンターシステム「AmeyoJ」と、大手電気通信事業者が提供している着信課金サービス（フリーダイヤル）を大量に仕入れて、コールセンター事業者向けに秒単位で販売する秒課金サービスを組み合わせたコールセンター向けソリューションの販売などが増加いたしました。

この結果、売上高は4,275百万円（前期比7.2%増）、セグメント利益は919百万円（同12.3%増）となりました。

（メディカル&ヘルスケア事業）

当期におけるメディカル&ヘルスケア事業は、SLACCにおいてレーシック件数が増加し、好調に推移いたしました。また、今後のレーシックの需要拡大に備え、オルティガス院の拡張工事を実施いたしました。

2022年6月に、フィリピンにおいて人間ドック・健診センターを運営する子会社Shinagawa Healthcare Solutions Corporationを設立いたしました。同社が運営する人間ドック・健診センター「Shinagawa Diagnostic & Preventive Care Center」には最新の医療機器を導入し、日本の専門医による画像診断の遠隔二次読影を実施するなど高品質な医療サービスの提供の準備を行い、2023年4月26日に開院いたしました。

この結果、売上高は1,690百万円（前期比35.9%増）、セグメント利益は536百万円（同27.8%増）となりました。

（その他）

海外送金事業者の提供する在留外国人向け国際送金サービスの利用促進が主力サービスです。

売上高は31百万円（前期比16.2%増）、セグメント利益は17百万円の損失（前期は19百万円の損失）となりました。

また、財政状態は次のとおりであります。

（資産の状況）

当連結会計年度末の流動資産は14,270百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,246百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が1,102百万円、貯蔵品が82百万円、売掛金が562百万円それぞれ増加したことによるものです。

また、有形固定資産は8,171百万円となり前連結会計年度末に比べ4,395百万円増加いたしました。これは主に、建設仮勘定が3,973百万円、土地が78百万円増加したことによるものです。無形固定資産は1,760百万円となり、前連結会計年度末に比べ39百万円増加いたしました。これは主に、通信回線使用权が45百万円増加したことによるものです。この結果、資産合計は25,129百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,708百万円増加いたしました。

（負債の状況）

当連結会計年度末の流動負債は12,250百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,385百万円増加いたしました。これは主に、短期借入金金が4,382百万円、買掛金が748百万円、未払法人税等が323百万円それぞれ増加し、未払金が1,299百万円、リース債務2百万円、一年内返済予定の長期借入金金が58百万円それぞれ減少したことによるものです。

また、固定負債は1,014百万円となり前連結会計年度末に比べ404百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金金が443百万円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は13,265百万円となり、前連結会計年度に比べ3,981百万円増加いたしました。

（純資産の状況）

当連結会計年度末の純資産は11,864百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,727百万円増加いたしました。これは主に、非支配株主持分が610百万円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益2,292百万円の計上により利益剰余金と同額増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は37.2%（前連結会計年度末は39.7%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,102百万円増加し、当連結会計年度における残高は6,881百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動において獲得した資金は2,636百万円となり、前年同期に比べ944百万円減少しました。これは主に、税金等調整前当期純利益が3,466百万円、仕入債務685百万円、前受金159百万円がそれぞれ増加した一方、未払金の減少1,312百万円、売上債権の増加438百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動において使用した資金は5,506百万円となり、前年同期に比べ2,848百万円増加しました。これは主に、有形固定資産の取得による支出5,323百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動において獲得した資金は3,578百万円となり、前年同期に比べ2,511百万円増加しました。これは主に、短期借入金の増加が4,335百万円あった一方、長期借入金の返済による支出501百万円と配当金の支払額527百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 仕入実績

当社の国内通信事業及び国際通信事業においては、提供するサービスの性質上、有形の物品ではなく無形の資産（通信回線の使用権）に対する支払が原価の大部分を占めておりますため、これらを仕入と見做しません。

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（百万円）	前年同期比（％）
国際通信事業	2,233	100.2
フィリピン通信事業	593	61.0
国内通信事業	2,720	109.8
メディカル&ヘルスケア事業	643	146.3
その他	-	-
合計	6,190	101.1

（注）1. セグメント間取引は相殺消去しております。

2. 金額は、仕入価格によっております。

c. 受注実績

当社グループは受注生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
国際通信事業	5,167	140.3
フィリピン通信事業	1,181	66.2
国内通信事業	4,275	107.2
メディカル&ヘルスケア事業	1,690	135.9
その他	31	116.2
合計	12,346	115.1

（注）1. セグメント間取引は相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）		当連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	
	販売高 （百万円）	割合（％）	販売高 （百万円）	割合（％）
株式会社NTTドコモ	1,104	10.3	-	-
Sky Cable Corporation	-	-	1,401	11.3
Globe Telecom, Inc.	1,303	12.2	-	-

前連結会計年度のSky Cable Corporation及び当連結会計年度の株式会社NTTドコモとGlobe Telecom, Inc.に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

1) 経営成績の分析

（売上高）

当連結会計年度における売上高は、12,346百万円（前年同期比15.1%増）となりました。これは主に、国際通信事業の売上高5,167百万円（前年同期比40.3%増）、並びに国内通信事業の売上高4,275百万円（前年同期比7.2%増）によるものであります。

（営業利益）

上記の結果、営業利益は3,311百万円（前年同期比34.8%増）となりました。これは主に、国際通信事業のセグメント利益が1,704百万円（前年同期比68.5%増）、並びに国内通信事業のセグメント利益が919百万円（前年同期比12.3%増）となったことによるものであります。

（経常利益）

営業外収益として受取利息及び配当金を82百万円、為替差益を210百万円、営業外費用として支払利息を125百万円計上したこと等により、経常利益は3,464百万円（前年同期比19.6%増）となりました。

（親会社株主に帰属する当期純利益）

法人税、住民税及び事業税として977百万円、非支配株主に帰属する当期純利益として261百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は2,292百万円（前年同期比21.4%増）となりました。

なお、セグメントの概況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概況 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

2) 財政状態の分析

財政状態の状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概況 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

国内通信事業が、コールセンター向けの電話サービスについて、競合事業者からの顧客獲得が進んだことや同サービスの認知度の向上により、大きな投資を伴わない形で、収益が拡大しております。

一方回線の敷設が必要な、フィリピン通信事業は、地方での回線敷設も増え、社内の多くのリソースを割く必要が出てきました。売上は、1,181百万円、セグメント利益は229百万円となりました。

これまで設備投資は、InfiniVAN社の現地資本に対する増資と手許資金で行ってまいりましたが、今後は、長期借入金を中心とした調達をすることを計画しております。

3) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末(投資活動によるキャッシュ・フロー)における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は6,881百万円となり、投資活動において使用した資金は5,506百万円となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出5,323百万円によるものであります。

当社グループは、今回取得した国際海底ケーブルを利用する通信トラフィックをフィリピン各地で獲得するため、今後も、フィリピン国内の通信回線設備の構築等の投資が必要となります。当社グループによる回線構築にあたっては、他の事業者と共用できるように事前に他の事業者と調整する等、当社グループの負担額を抑えることに努めておりますが、当面の間は、投資の需要が大きいことが見込まれます。投資に振り向ける資金の調達は、営業キャッシュ・フロー、銀行からの長期借入金を充てることを想定しております。手許資金については、今後少なくなることが見込まれますが、銀行からの当座貸越枠の設定・拡大等を通じて対応していく計画です。

フィリピン国内の都市間中継回線・マニラ首都圏地域の設備投資が落ち着き、収益が安定したときは、手許資金を積極的に株主に還元していくことを予定しております。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループは、過去の実績や取引の状況に照らして、合理的と考えられる見積り及び判断を行い、その結果を資産、負債の帳簿価額及び収益、費用の全般に反映して連結財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

財政状態及び経営成績に関する以下の分析が行われております。なお、本項に記載した予想、見込み、見通し、方針等の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性があるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しております。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後も持続的に成長していくためには、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載の様々な課題に対応していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の構造や変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

(3) 資金調達と資金の流動性についての分析

当社グループの資金調達は、金融機関からの借入による間接調達及び資本市場からの調達による直接調達で構成されております。

長期運転資金及び設備投資資金につきましては、営業活動により得られたキャッシュ・フロー、金融機関からの長期借入やリースによる間接調達及び株式発行による直接調達を基本としております。

短期資金需要につきましては、営業活動により得られたキャッシュ・フロー及び当座貸越契約の融資枠の利用を含めた金融機関からの短期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は6,930百万円、現金及び現金同等物の残高は6,881百万円となりました。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 国内通信事業

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地 (国名)	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社テレグローブ・ジャパン（後に株式会社アドベントへ社名変更した上で当社が営業譲受。会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区	1999年7月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アドベント（後に当社が営業譲受。会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市	2003年3月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区	2008年11月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社	東京都新宿区及び沖縄県那覇市	2009年3月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区	2011年4月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	ソフトバンクモバイル株式会社（後にソフトバンク株式会社へ社名変更。）	東京都港区	2013年6月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	楽天モバイル株式会社	東京都世田谷区	2019年7月	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区	2015年3月	定めなし	IP電話網サービス及び電話等サービスに係る提供
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	KDDI株式会社	東京都新宿区	2011年12月	定めなし	卸売通信役務の提供
株式会社アイ・ピー・エス（会社分割により株式会社アイ・ピー・エス・プロが承継。）	Drishti-Soft Solutions Private Limited	インド	2013年3月	定めなし	コールセンターシステム「AmeyoJ」のライセンス提供

(2) 国際通信事業・フィリピン通信事業

契約会社名	相手先の名称	相手先国名	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社アイ・ピー・エス	Telkom Malaysia Berhad	マレーシア	2011年11月	2011年11月30日から2026年11月29日まで	国際通信回線（10Gbps）の使用権に関する合意
株式会社アイ・ピー・エス	Telstra Corporation Limited (締結時) Pacnet Services Asia Pacific Commercial Limited (香港)	豪州	2013年9月	2013年9月2日から2028年9月1日まで	国際通信回線（10Gbps）の使用権の合意
株式会社アイ・ピー・エス	Sky Cable Corporation	フィリピン	2014年10月	2014年11月10日から2028年11月9日まで	国際通信回線（2.5Gbps）の使用権に関する合意
株式会社アイ・ピー・エス	Philippine Telegraph & Telephone Corporation	フィリピン	2012年1月	通知後180日を経過したときに終了する	Cooperation Agreement 相互接続、提携の合意
株式会社アイ・ピー・エス	Philippine Telegraph & Telephone Corporation	フィリピン	2016年2月18日	2021年2月18日から2026年2月17日まで（原契約を5年間更新）	Facility Management Agreement フィリピンにある当社通信設備の運用・保守の合意
株式会社アイ・ピー・エス	INNOVE COMMUNICATIONS, INC.	フィリピン	2018年9月	2018年9月30日から回線開通日から15年を経過したとき	当社が、開通後10年を期間とするIRU回線と開通後15年を期間とするIRU回線を取得する合意
株式会社アイ・ピー・エス	InfiniVAN, Inc.	フィリピン	2018年1月	2018年1月30日から2033年1月29日まで	相互接続、当社が設置した機器の運用、通信サービスを共同して営業を行うことの合意
株式会社アイ・ピー・エス	Telstra International Limited	香港	2020年5月	対象となるダークファイバーの検収後、15年を経過した日	Telstra社による破棄しえない使用権の設定
株式会社アイ・ピー・エス	Sky Cable Corporation	フィリピン	2020年5月	対象となる通信設備の検収後、15年を経過した日	当社による破棄しえない使用権の設定

契約会社名	相手先の名称	相手先国名	契約締結日	契約期間	契約内容
InfiniVAN, Inc.	Innove Communications, Inc.	フィリピン	2020年5月	対象となるダークファイバーの検収後、15年を経過した日	Innove社による破棄しえない使用権の設定
株式会社アイ・ピー・エス	Innove Communications, Inc.	フィリピン	2020年11月	対象となる通信設備の検収後、15年を経過した日	当社による破棄しえない使用権の設定
株式会社アイ・ピー・エス	GlobeTel Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	2020年12月	対象となる通信設備の検収後、15年を経過した日	当社による破棄しえない使用権の設定
ISMO Pte. Ltd.	Telstra Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	2021年11月	14年間	Telstra Singapore社による破棄しえない使用権の設定
ISMO Pte. Ltd.	Globe Telecom, Inc.	フィリピン	2021年12月	14年間	ISMO Pte. Ltd. による破棄しえない使用権の設定
InfiniVAN, Inc.	Kokusai Cable Ship Co., Ltd. Philippines Branch	フィリピン	2021年12月	2022年6月～2023年1月	InfiniVAN, Inc. によるフィリピン国内海底ケーブル・ネットワーク・システムの建設
InfiniVAN, Inc.	NTT World Engineering Marine Corporation Manila Branch	フィリピン	2022年11月	2022年11月～2023年4月	InfiniVAN, Inc. によるフィリピン国内海底ケーブル・ネットワーク・システムの建設

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

国際通信回線の使用権が当社の設備に重要な意味を持つので、以下、有形固定資産のほか無形固定資産のうち通信回線使用権を含めて記載しております。

当連結会計年度における設備投資の金額はフィリピン通信事業においては4,890百万円、国際通信事業においては44百万円、メディカル&ヘルスケア事業においては345百万円、国内通信事業においては70百万円となっております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	通信回線 使用権	合計	
本社 (東京都中央区)	-	本社オフィス	3	-	6	-	-	9	31
データセンター等 (フィリピン等)	国際通信 事業	伝送装置	0	98	0	-	51	151	-

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記のほか、建物の一部を連結会社以外から賃借しております。賃借している主要な建物の面積及び年間の賃借料は、次のとおりであります。

本社(東京都中央区) 建物の面積 449.61㎡、年間の賃借料 22百万円

(2) 国内子会社

2023年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	通信回線 使用権	合計	
株式会社 アイ・ピー・ エス・プロ	本社 (東京都中央区)	国内通信事業	本社 オフィス	32	0	6	-	-	38	19
	深川 データセンター (東京都江東区)	国内通信事業	データセ ンター等	22	7	14	7	-	52	8

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記のほか、建物の一部を連結会社以外から賃借しております。賃借している主要な建物の面積及び年間の賃借料は、次のとおりであります。

本社(東京都中央区) 建物の面積 304.22㎡、年間の賃借料 23百万円

深川データセンター(東京都江東区) 建物の面積 577.28㎡、年間の賃借料 19百万円

(3) 在外子会社

2023年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 面積(m ²)	その他	通信回線 使用権	合計	
KEYSQUARE, INC.	フィリピン 共和国 パシッグ市	国際通信事業	オフィス	2	3	-	0	-	6	62
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation	フィリピン 共和国 タギッグ市	メディカル& ヘルスケア 事業	オフィス、 医療機器	71	211	-	36	-	319	100
InfiniVAN, Inc.	フィリピン 共和国 タギッグ市	フィリピン 通信事業	通信機材、 光ケーブル、 車両等	85	989	78 (4,824)	6,168	205	7,527	246
CorporateONE, Inc.	フィリピン 共和国 パシッグ市	フィリピン 通信事業	オフィス	1	-	-	-	-	1	-
ISMO Pte. Ltd.	シンガポール 共和国	国際通信事業	オフィス、 通信機材等	-	63	-	-	1,397	1,460	1
Carrier Domain, Inc.	アメリカ 合衆国 ニュー ジャージー州	国際通信事業	オフィス、 データセン ター等	-	18	-	-	-	18	-
Shinagawa Healthcare Solutions Corporation	フィリピン 共和国 タギッグ市	メディカル& ヘルスケア 事業	オフィス、 医療機器	-	-	-	197	-	-	10

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定の合計であります。
3. 上記のほか、建物の一部を連結会社以外から賃借しております。賃借している主要な建物の面積及び年間の賃借料は、次のとおりであります。

KEYSQUARE, INC.

ORTIGAS Branch 建物の面積 411.70m²、年間の賃借料 5百万円

Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation

BGC Main Branch 建物の面積 1,155.40m²、年間の賃借料 40百万円

MAKATI Branch 建物の面積 1,095.96m²、年間の賃借料 43百万円

ORTIGAS Branch 建物の面積 1,503.60m²、年間の賃借料 12百万円

InfiniVAN, Inc.

ORTIGAS Branch 建物の面積 884.90m²、年間の賃借料 8百万円

BGC Branch 建物の面積 1,600.16m²、年間の賃借料 51百万円

ISMO, Pte. Ltd.

Singapore Branch 建物の面積 86.40m²、年間の賃借料 9百万円

Carrier Domain, Inc.

New Jersey Branch 建物の面積 114.27m²、年間の賃借料 10百万円

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金 調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	深川データセンター(東京都江東区)	国内通信事業	音声通信機器	100	56	自己資金	2020年度	2024年度	電話ネットワークにかわるインターネットプロトコルに対応した音声通信システム
InfiniVAN, Inc.	フィリピン共和国タギッグ市	フィリピン通信事業	無線通信設備	1,000	1	自己資金及び当社からの融資	2021年度	2024年度	マニラ首都圏中心地の法人顧客向け無線通信サービスの提供
InfiniVAN, Inc.	フィリピン共和国タギッグ市	フィリピン通信事業	フィリピン国内海底ケーブル機器	8,500	3,824	自己資金及び当社からの融資	2022年度	2023年度	ルソン島、ビザヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶインターネット回線サービスの提供
Shinagawa Healthcare Solutions Corporation	フィリピン共和国タギッグ市	メディカル&ヘルスケア事業	医療機器	1,040	195	自己資金	2022年度	2023年度	人間ドック・健診センターの提供

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,960,000
計	39,960,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,440,800	12,440,800	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であ ります。なお、単元株式 数は100株であります。
計	12,440,800	12,440,800	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2015年9月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1名 当社取締役 3名 当社従業員 11名 (注)1
新株予約権の数(個)	420 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 420,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70 (注)3
新株予約権の行使期間	2017年9月11日～2025年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70 資本組入額 35
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権の割当てを受けた時に取締役であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 当社従業員の退職による権利喪失及び取締役の退任並びに権利行使により、提出日の前月末(2023年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社代表取締役1名、当社従業員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

決議年月日	2017年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社顧問 2名 (注)1
新株予約権の数(個)	20 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)3
新株予約権の行使期間	2019年4月1日～2027年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権発行時に当社の役員又は従業員である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた時に役員であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。また、新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権発行時に当社の顧問、コンサルタント等の社外協力者として当社と取引関係にある者は、権利行使時においても当社との取引関係が良好に継続していることを要するものとする。ただし、当社の取締役会による承認を受け、かつ、書面による承諾を受けた場合については、この限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 当社取締役退任及び権利行使により、提出日の前月末(2023年5月31日)現在の付与対象者の区分及び人数は、当社顧問1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を助案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

決議年月日	2019年8月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	石尾 肇 （注）1
新株予約権の数（個）	5,357 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 535,700 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,152 （注）3
新株予約権の行使期間	2020年7月1日～2029年8月25日 （注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,152 資本組入額 576 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- （注）1. 本新株予約権は、石尾 肇を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受益者として指定した者に交付され、2021年6月28日に受益者として当社役員等71名に交付されております。

当社従業員の退職による権利喪失、当社子会社への転籍、当社子会社取締役の就任、当社子会社の取締役の任期満了退任及び当社顧問等の契約終了により、提出日の前月末（2023年5月31日）現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員18名、当社顧問等5名、当社元顧問等2名、子会社取締役4名、当社元取締役1名、子会社従業員28名、子会社顧問等2名となっております。

2. 新株予約権の目的となる株式に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割引日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,152円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間に関する事項は次のとおりであります。

2020年7月1日から2029年8月25日（但し、最終日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）までの期間とする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」又は「本新株予約権者」という。）のみが、本新株予約権を行使できることとする。

受益者は、2020年3月期から2023年3月期までの事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される当社連結損益計算書の営業利益が、いずれかの事業年度において下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 17億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち70%

(b) 25億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

受益者は、権利行使時において、当社又は当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員若しくは顧問のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得の事由及び取得の条件に関する事項は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新

株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

前記7に準じて決定する。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨てに関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. その他細目事項に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権に関するその他の細目事項については、当社取締役会により決定しております。

決議年月日	2022年4月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3名 （注）1
新株予約権の数（個）	350 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 35,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,166 （注）3
新株予約権の行使期間	2025年4月14日～2032年4月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,166 資本組入額 1,083 （注）4
新株予約権の行使の条件	当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由であると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2023年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 付与対象者の当社取締役就任及び当社従業員の退職による権利喪失により、提出日の前月末（2023年5月31日）現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりとする。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得条項は次のとおりとする。

(1) 以下のi、ii、iii、iv又はvのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記11.(1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項は次のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸

収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「組織再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ii 組織再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記5.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件は、次の事項に準じて決定する。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由があると甲の取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年6月26日 (注)1	320,000	2,318,000	574	953	574	893
2018年7月25日 (注)2	48,000	2,366,000	86	1,039	86	979
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)3	74,000	2,440,000	12	1,052	12	992
2019年1月1日 (注)4	9,760,000	12,200,000	-	1,052	-	992
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)3	150,000	12,350,000	12	1,064	12	1,004
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)3	30,000	12,380,000	2	1,067	2	1,007
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)3	30,500	12,410,500	17	1,084	17	1,024
2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注)3	30,300	12,440,800	24	1,109	24	1,049

- (注)1. 2018年6月26日を払込期日とする有償一般募集による増資により、普通株式320,000株(発行価格3,900円、引受価額3,588円、資本組入額1,794円)が発行され、資本金及び資本準備金はそれぞれ574百万円増加しております。
2. 2018年7月25日を払込期日とする有償第三者割当による増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)により、割当先のみずほ証券株式会社に対し、普通株式48,000株(割当価格3,588円、資本組入額1,794円)が発行され、資本金及び資本準備金はそれぞれ86百万円増加しております。
3. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
4. 株式分割(1:5)によるものであります。
5. 2023年4月1日から2023年5月31日までの間に、新株予約権の行使はありません。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	26	22	43	12	2,688	2,801	-
所有株式数(単元)	-	19,929	5,641	3,819	1,709	548	92,695	124,341	6,700
所有株式数の割合(%)	-	16.03	4.54	3.07	1.37	0.44	74.55	100.00	-

(注) 自己株式395株は、「個人その他」に3単元、「単元未満株式の状況」に95株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
宮下 幸治	フィリピン パシッグ市	4,955,000	39.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	993,900	7.99
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	679,200	5.46
丸本 桂三	東京都文京区	373,000	3.00
丸谷 和徳	東京都目黒区	350,000	2.81
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	341,300	2.74
佐々木 嶺一	東京都品川区	244,200	1.96
日本テクノロジーベンチャーパートナーズi-S2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 村口 和孝	東京都世田谷区等々力4丁目1番1号	225,000	1.81
株式会社ストレッチ	東京都文京区本郷3丁目34番3号 本郷第1ビル5F	204,100	1.64
三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲12号)	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	200,000	1.61
計	-	8,565,700	68.85

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 976,800株
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 251,100株

2. 三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲12号)200,000株は、宮下幸治氏が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については同氏が指図権を留保しております。

3. 2021年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、レオス・キャピタルワークス株式会社及びその共同保有者である株式会社SBI証券が2021年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名及び名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等の保有割合 (%)
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号	402,200	3.25
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	191,200	1.54
計	-	593,400	4.79

4. 2023年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、りそなアセットマネジメント株式会社が2023年3月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名及び名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等の保有割合 (%)
りそなアセットマネジメント株式会社	東京都江東区木場1丁目5番65号	951,900株	7.65

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,433,800	124,338	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	6,700	-	-
発行済株式総数	12,440,800	-	-
総株主の議決権	-	124,338	-

(注) 「単元未満株式」欄には、自己株式95株が含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイ・ピー・エス	東京都中央区築地4丁目1 番1号	300	-	300	0.00
計	-	300	-	300	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式	395	-	395	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への還元につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りながら、達成した業績を反映した適切な配当を、継続して実施していくことを基本方針といたします。

当社は現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりませんでした。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら適切な配当の実施を検討していく方針です。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、利益成長等を勘案し、中間配当を1株につき17.5円、期末配当を1株につき17.5円、合計35円としております。この結果、当事業年度の配当性向(連結)は19.0%となります。

内部留保については、今後の成長に資する設備投資や経営基盤の強化等に有効活用してまいります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としておりましたが、当期の事業年度から中間配当を実施し、期末配当と合わせ、年2回の配当を実施する方針に変更いたしております。

なお、当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当金(円)
2022年11月11日 取締役会	217	17.5
2023年6月27日 定時株主総会決議	217	17.5

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

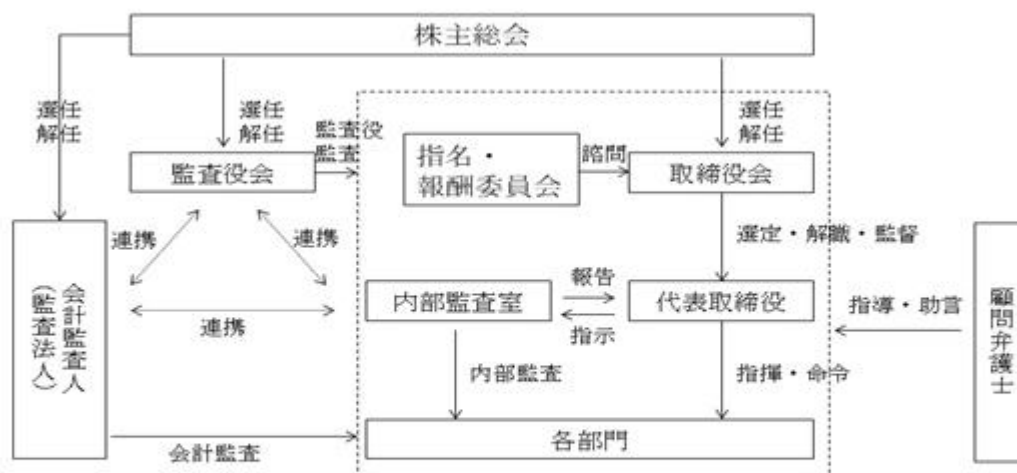
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、中長期的に企業価値を向上させ、株主利益の最大化を目指した経営を推進するためには、コーポレート・ガバナンスが重要課題であると認識しております。迅速かつ果敢な意思決定を行うとともに、経営の透明性を高め、経営の監視機能の強化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

企業統治体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりであります。



当社は、企業統治のため、以下の組織を構築しております。

a) 取締役、取締役会

当社の取締役会は、全社的な事業戦略及び業務執行を統括し、議長を務める代表取締役 宮下幸治、専務取締役 上森雅子、取締役 中原茂樹、川淵正光及び社外取締役 村口和孝、雪丸暁子の6名で構成しております。

当社の取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しており、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制となっております。

当期は、臨時取締役会を含め17回開催し、すべての取締役および監査役が出席しております。取締役会においては、事業計画・予算の承認、当社および子会社の事業の進捗状況の監督、重要プロジェクトの進捗管理、資金調達決定等を行っております。

b) 監査役、監査役会

当社の監査役会は、当社の事業や企業経営に精通し、議長を務める常勤監査役社外監査役の稲垣耕一、社外監査役の西村誉弘、岡崎友子の3名で構成しております。社外監査役のうち2名は会計又は法律の専門分野に精通しております。

当社の監査役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を確認、内部監査室からの報告及び意見交換、事業の進捗及び取締役の業務執行等の監査を行うとともに、監査役間の緊密な連携と情報交換を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、必要な意見表明及び取締役の業務執行の監督にあたっております。さらに、会計監査人との間で意見・情報交換を行うとともに、連携して会社財産の状況や職務の執行状況等を監査し、経営の健全性の確保を図っております。

c) 内部監査室

当社は、社長の直轄部署として内部監査室を設置しており、人員は内部監査室長 苅谷政美及び室員1名です。内部監査室は、当社グループ全体の業務執行状況を監査し、結果について社長に報告するとともに、改善指摘事項を周知し、そのフォローアップを行っております。また、取締役会及び監査役会に出席し、内部監査の進捗状況などを適宜報告しております。さらに、監査役や会計監査人との意見・情報交換等を通じて、内部監査業務の強化を図っております。

d) 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。指名・報酬委員会は、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、委員長は独立社外取締役となっており、取締役会の諮問機関として、主に取締役等の選任及び解任に関する事項、取締役等の報酬に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、答申を行っております。

当期は2回開催し、委員全員が出席し、取締役の選任およびその報酬等に関する諮問事項について審議しております。

当社は、監査役による監査により、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保を図ることが最適であると判断し、監査役会制度を採用しております。また、複数の社外取締役及び社外監査役を任用することにより、業務執行役員等への監視、監督の強化を図り、透明性の高いガバナンス体制の構築を図っております。

企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備に関して、「内部統制システムの整備に関する基本方針」及び2015年5月における改正会社法の施行以降、必要事項を基本方針に追加修正する決議を行っており、最終決議は2021年3月30日です。

当社は、その方針に従い、以下のように体制を整備しております。

a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス研修を実施し、法令及び社内規程を遵守するよう徹底を図っております。
- ・取締役会規程を始めとする社内規程を整備し、各規程に基づいた活動となるように体制を構築しております。
- ・当社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を設置し、当社の役職員に周知し、適切な運営を行います。
- ・役職員の職務執行の適切性を確保するため、執行部門から独立した内部監査部門による、当社及び子会社全体の監査を実施し、代表取締役に内部監査の状況について、報告します。
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断します。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係る情報を保存及び管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ・取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、情報管理・秘密保持規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。

c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を定め、その徹底を図ります。
- ・企業活動に伴う損失の危険の管理は、原則として所管部署が行い、重要事項については取締役会に報告する体制になっております。

d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等での決定に基づく職務執行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
- ・組織のスリム化、簡素化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

e) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の経営に係わる重要事項は、職務の有効性と効率性の観点から、当社の取締役会において決定します。
 - ・当社の関係会社への指導と支援を円滑に遂行して適切に管理することにより、当社グループの安定成長、経営の効率化及び内部統制に資することを目的に、関係会社管理規程を定めています。
 - ・当社は子会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付け、子会社の独自性を尊重しつつ、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。
 - ・子会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。
 - ・モニタリングや必要に応じて子会社の監査実施により、内部管理体制の適切性や有効性を検証します。
- f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。
 - ・内部監査部門の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は当該使用人に対して、これを命じるものとします。
 - ・監査役の職務を補助することを命じられた使用人は監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。
- g) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保
- 監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行する為、人事考課、人事異動に関して事前に監査役の意見を尊重して、同意を得るものとします。
- 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を取締役及び使用人に周知徹底します。
- h) 取締役及び使用人が監査役に報告する体制
- 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。
- 当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下「当社グループ職員」）は、業績見込みに影響を与えるような損失やコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちに監査役に報告します。
- 当社グループ役員は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。
- i) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を整備しております。
- j) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

j) その他監査役の監査が実効的に行われる体制

- ・代表取締役と監査役は、相互に意思疎通を図るため、適宜会合をもち、意見交換をします。
- ・取締役は、監査役の職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- ・取締役は、監査役が重要な業務執行に係わる会議体に出席できる体制を整備します。
- ・内部監査部門は、監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性を図ります。

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程に基づき、事業を取り巻く経営上のリスクに対して的確な管理並びに実践が可能となるようにすることを目的として整備・運用しております。万が一危機が発生した場合には、緊急時対策本部を設置し、損失を最小化して速やかに復旧するための体制を整備しております。また、各部門・子会社におけるサステナビリティ関係のリスクについては、サステナビリティ委員会にて共有し、対策等を検討することとしております。

また、コンプライアンス管理規程を制定し、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を実践する体制を整備・運用しております。法的リスクにつきましては、顧問弁護士に適時助言を受けることができる体制を整えております。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、業務執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等の指導・監督を行っております。また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行うとともに、リスク管理規程に基づき子会社の損失のリスク管理を行っております。

また、当社は子会社に対し、監査役並びに内部監査室による業務監査を行っております。

なお、子会社の人事、総務、経理等の管理業務については、当社の管理部及び経理部等の担当部署が指導・育成に努めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社取締役及び監査役です。

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定めております。

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員の状況

男性 6名 女性 3名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	宮下幸治	1965年2月3日	1985年5月 株式会社リクルート入社 1991年10月 当社代表取締役(現任) 2003年4月 Pilipinas International Marketing Services, Inc. (現 KEYSQUARE, INC.) President 2010年3月 同社Director 2016年6月 Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation Director (現任) 2016年10月 InfiniVAN, Inc. Director (現任) 2020年7月 IPS Telecommunication Singapore Pte. Ltd. (現 ISMO Pte. Ltd.) Director and Chief Executive officer 2022年6月 Carrier Domain, Inc. Director (現任) 2022年6月 Shinagawa Healthcare Solutions Corporation Director (現任)	(注)3	4,955,000
専務取締役 メディカル&ヘルスケア事業本部長	上森雅子	1969年7月4日	1990年4月 株式会社N.P.S入社 1994年6月 当社入社 営業推進部課長 1998年1月 I.P.S. USA Inc. 出向 General Manager 2001年9月 当社営業推進部部長 2007年9月 当社取締役 2010年2月 Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation President (現任) 2010年3月 Pilipinas International Marketing Services, Inc. (現KEYSQUARE, INC.) President 2017年3月 KEYSQUARE, INC. Director 2018年4月 InfiniVAN, Inc. Director 2018年6月 当社専務取締役(現任) 2021年1月 KEYSQUARE, Inc. President 2022年6月 Shinagawa Healthcare Solutions Corporation President (現任) 2022年7月 当社メディカル&ヘルスケア事業本部長(現任)	(注)3	195,000
取締役 通信事業本部長	中原茂樹	1959年11月9日	1983年4月 三井物産株式会社入社 2014年9月 同社九州化学品統括 2016年5月 日曹ピーエーエスエフ・アグロ株式会社 取締役 2019年11月 三井物産株式会社 2020年3月 当社管理本部長代理 2020年5月 当社管理部長 2020年6月 当社取締役(現任) 当社管理本部副本部長 2021年2月 当社管理本部長(現任) 2022年4月 当社事業推進本部副本部長 KEYSQUARE, Inc. President (現任) InfiniVAN, Inc. Director (現任) 2022年6月 Carrier Domain, Inc. Director (現任) ISMO Pte. Ltd. Director and Chief Executive officer (現任) 2022年7月 当社通信事業本部長(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 経営企画本部長	川淵正光	1972年11月22日	1996年4月 2001年11月 2006年8月 2013年1月 2016年8月 2022年2月 2022年6月 2022年7月	太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 三菱商事株式会社入社 モルガン・スタンレー証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 エグゼクティブディレクター コニカミノルタ株式会社 経営企画部所属(M&Aグループ リーダー) 当社経営企画本部長(現任) 当社取締役(現任) 株式会社アイ・ピー・エス・プロ 取締役(現任)	(注)3	-
取締役	村口和孝	1958年11月20日	1984年4月 1998年7月 2007年3月 2012年6月 2015年6月 2017年6月 2017年11月 2018年11月 2019年1月 2019年3月 2021年6月	日本合同ファイナンス株式会社(現 株式会社ジャフコ)入社 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ設立 代表取締役(現任) 株式会社ウォーターダイレクト(現 株式会社プレミアムウォーターホールディングス) 取締役(現任) ぶらっとホーム株式会社 社外取締役 当社監査役(2017年10月退任) 株式会社デンタス 社外取締役(現任) 株式会社ブロードバンドタワー 社外取締役 JESCOホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 株式会社ブロードバンドタワー 取締役(現任) 株式会社バルテック 社外取締役(現任) 株式会社ラック 社外取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	2,000
取締役	雪丸暁子	1977年1月7日	2000年4月 2001年10月 2004年7月 2008年2月 2019年4月 2021年6月 2022年8月	司法研修所入所(54期) 東京地方裁判所 裁判官 最高裁判所在外研究員として、ジョージタウンロースクールに1年間派遣 裁判官退官 弁護士登録 吉岡・辻総合法律事務所 横浜総合法律事務所(現任) 当社取締役(現任) 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委員(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	稲垣耕一	1956年9月25日	1980年4月 2003年4月 2005年4月 2008年7月 2017年4月 2018年9月 2020年6月 2022年7月	株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 同社 千住法人営業部法人営業部長 株式会社東京スター銀行 営業本部長 株式会社マッコニーホールディングス 代表取締役副社長 HITOWAホールディングス株式会社 常勤監査役 株式会社FCE Holdings 常勤監査役 当社常勤監査役(現任) 株式会社アイ・ピー・エス・プロ 監査役	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	西村誉弘	1972年4月10日	1995年4月 碧海信用金庫入社 2005年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)東京事務所入所 2008年5月 公認会計士登録 2013年10月 西村誉弘公認会計士事務所(現リーダーズサポート公認会計士事務所)開設 代表(現任) 2013年12月 税理士登録 2014年4月 税理士法人エムエーパートナーズ(現リーダーズサポート税理士法人) 社員 2015年4月 リーダーズサポート税理士法人 代表社員(現任) 2015年10月 株式会社フルブリッジ 監査役(現任) 2015年10月 岐阜製版株式会社 監査役(現任) 2017年6月 当社監査役(現任) 2017年7月 プリントネット株式会社 社外取締役	(注)5	-
監査役	岡崎友子	1981年8月6日	2007年12月 弁護士登録 外国法共同事務法律事務所リンクレータース 2013年9月 Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio (C&G Law) 2017年6月 T&K法律事務所(現任) 2021年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-
計					5,152,000

- (注) 1. 取締役村口和孝及び雪丸暁子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役稲垣耕一、西村誉弘及び岡崎友子の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年6月27日開催の第32回定時株主総会の終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2020年6月26日開催の第29回定時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2021年6月24日開催の第30回定時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

本報告書提出日現在において、当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名です。

社外取締役村口和孝は、ベンチャーキャピタル最大手の株式会社ジャフコ出身で独立系ベンチャーキャピタルの株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表取締役で、数多くの企業の株式上場に関わる等豊富な経験と知識を有していることから、その経験及び知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しており、その知見を活かし、当社の事業運営全般において適切な提言をいただくことを期待しております。また、同氏は、当社の株式2,000株を保有しており、同氏が無限責任組合員である組合が当社の株式601,000株、4.83%(発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する保有株式の割合)を保有しております。当社と同氏との関係はそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありませんので、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員として東京証券取引所に届けております。

社外取締役雪丸暁子は、長年裁判官及び弁護士として培ってきた豊富な経験や法律知識を有していることから、その経験や知識を活かしていただくため、社外取締役として選任しており、その知見を活かし、当社の経営全般において法律家としての適切な提言をいただくことを期待しております。また、同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はなく、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員として東京証券取引所に届けております。

社外監査役稲垣耕一は、金融機関における長年の職務経験があり、国際ビジネスにも経験と知識を有し、経営者としての豊富な経験に加えて、監査業務に知見を有していること等が、当社の監査体制に活かしていただけるものと考え、社外監査役として選任しております。また、同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はなく、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員として東京証券取引所に届けております。

社外監査役西村誉弘は、公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な実績を有しており、当社の監査体制に活かしていただけるものと考え、社外監査役として選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はなく、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

社外監査役岡崎友子は、弁護士としての専門的知識をもって当社の監査体制に活かしていただけるものと考え、社外監査役として選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はなく、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

当社は、社外役員の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能や役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、選任しております。また、株式会社東京証券取引所に届けている独立役員の選定については、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて行っております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任することで、経営への監督機能を強化しております。その経験・知識等を活用した、独立性を有する社外取締役及び社外監査役による独立・公正な立場からの、取締役の職務執行に対する監視機能が十分に期待できることから、現状の体制としております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、内部監査室から適宜取締役会にて内部監査の進捗状況等の報告を受けております。さらに、社外監査役は、監査役会にて内部監査の進捗状況等の報告を受けております。また、社外取締役及び社外監査役は、適時内部監査室及び会計監査人と意見・情報交換を行う等の相互連携を行うことによって、監視・牽制の有効性と効率性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会制度を採用しており、監査役3名（うち社外監査役は3名）で構成しております。社外監査役のうち1名は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っています。また、重要な海外子会社に訪問し、事業状況の監査を実施しております。常勤監査役は、経営会議、経営戦略会議等重要な会議に出席し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部門の監査、情報収集、意見交換等の業務監査を実施することで、取締役の業務の執行状況を監視しております。また、各部門での帳票の確認や聞き取り等を通じて、取締役の業務の執行状況を監視しております。

監査役会の開催頻度及び各監査役の出席状況

当事業年度は12回開催し各監査役の出席率は100%でした。（各監査役の出席状況は、稲垣耕一氏は12回 / 12回、西村誉弘氏は12回 / 12回、岡崎友子氏は12回 / 12回。）

当事業年度における監査役会の具体的な協議事項および報告事項は次のとおりです。

協議事項	監査方針及び監査計画（監査業務の分担、監査年間スケジュールを含む）の策定、監査報告書の作成、常勤監査役の選定、監査役の報酬、会計監査人の監査の相当性に関する意見形成、会計監査人の監査報酬に関する同意等
報告事項	代表取締役その他経営幹部との意見交換の内容、各部門への業務監査の内容、国内事業所、海外子会社への往査の内容、経営戦略会議の内容、取締役会付議事項及び報告事項の事前説明、会計監査人との意見交換の内容、その他取締役の職務執行に関する重要事項等

当事業年度における監査役会の会計監査人と内部監査部門との相互連携の具体的な内容は次のとおりです。

会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人から四半期決算毎の監査結果に関する報告聴取、意見交換（KAMの選定に関する意見交換を含む） ・ 四半期毎の常勤監査役との意見交換（内容は監査役会にて報告）
内部監査部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査部門から監査役会にて監査状況に関する報告聴取、意見交換 ・ 常勤監査役との随時の意見交換

内部監査の状況

当社は、業務の効率性改善及び不正取引の発生を防止するために、内部監査室が、各部門・連結子会社と連携して必要な内部監査を継続的に実施しております。各年度に策定する内部監査計画に従い、業務処理フローの合理性や効率性、社内規程の遵守状況等を評価・検討するとともに、必要に応じて海外子会社を直接訪問し、内部監査を実施したうえで、内部監査報告書を作成し、社長に報告します。社長指示による改善指摘事項がある場合は、内部監査室を通じて迅速な改善対応を行うとともに、フォローアップ監査を行い、企業経営の効率性及び透明性の維持に努めております。また、内部監査室は、取締役会において定期的に内部監査の進捗状況等を報告しております。さらに、内部監査室は、監査役会において原則毎月の内部監査の進捗状況の報告と意見交換を行うとともに、必要に応じて監査法人と意見交換を行い、内部統制体制の充実に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

8年間

c. 業務を執行した公認会計士

桐川 聡

山田 大介

d. 監査業務における補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他13名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の能力・品質管理体制・独立性・監査報酬等を総合的に判断して選定しております。その結果、監査役会は太陽有限責任監査法人を再任しております。

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性及び専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任又は不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、品質管理、独立性を保持した管理体制、監査報酬、監査役とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等を評価し、適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	29	-	32	-
連結子会社	-	-	2	-
計	29	-	34	-

(注) 本表の金額以外に、前事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬の追加報酬として前事業年度中に支出した額が3百万円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(グラントソントンインターナショナル)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	5	-	5	-
計	5	-	5	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

当社の連結子会社である ISMO Pte.Ltd. は、BDO LLP に対して、前連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬 2 百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社である ISMO Pte.Ltd. は、BDO LLP に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬 3 百万円を支払っております。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との協議により決定しております。なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に関しては監査役会の同意を得ております。

f. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の報酬について算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、当社の会計監査を実施するうえで妥当なものであると判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の役割、職責等に相応しい水準となる報酬体系を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、指名・報酬委員会の設置に伴い、2022年3月18日開催の取締役会にて一部改訂し、2023年5月26日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止し、2023年6月27日開催の第32回定時株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給を決議し、同日開催の取締役会において一部改訂しております。その内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役の役割、職責等に相応しい水準とすることを方針とし、「基本報酬」としての金銭報酬を支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業務内容、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、短期業績に基づくインセンティブの機能を備えるよう総合的に勘案するとともに、指名・報酬委員会の意見を尊重して決定するものとしております。

なお、当事業年度の取締役の報酬額に関する「取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」の内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役の役割、職責等に相応しい水準とすることを方針とし、「基本報酬」と「役員退職慰労金」とで構成する金銭報酬を基本的枠組みとし、具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び退職慰労金を支払うこととし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととすることを基本方針としております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、短期業績に基づくインセンティブの機能を備えるよう総合的に勘案するとともに、指名・報酬委員会の意見を尊重して決定するものとしております。また、当社の取締役の退職慰労金は、長期的なインセンティブ付与を目的として毎年役員退職慰労金規程に定められた基準に基づき一定額の引当てを行い、退任時に金額等を決定するものとしております。

各監査役の報酬額は、監査役の協議により、株主総会にて決議された監査役の報酬限度額の範囲内で、それぞれの職務に応じて、決定されます。

取締役の報酬限度額（退職慰労金を除く。）は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会において、年額180百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の報酬限度額（退職慰労金を除く。）は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会において、年額60百万円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

なお、各取締役の報酬額は、取締役会の決議により、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断し、代表取締役社長 宮下幸治に決定が一任されております。当事業年度に係る各取締役の個人別の基本報酬の額については、株主総会にて決議した報酬限度額の範囲内で、基本報酬の個人別の額の決定に関する方針に従い、指名・報酬委員会の答申を尊重して決定することが委任されております。また、退職慰労金の額については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、役員退職慰労金規程の基準に従い、相当額の範囲内で、その具体的な金額、贈呈の時期、支給の方法を決定することが委任されております。また、その取締役の個人別の報酬等の額については、指名・報酬委員会の答申及び取締役会決議に沿うものであるか、取締役会にて確認しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	90	79	-	11	5
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	23	23	-	-	5

(注) 1. 上記対象となる役員の員数に、2022年6月28日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 退職慰労金の内容は、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額11百万円（取締役11百万円）であります。
4. 上記の報酬等の額のほか、2022年6月28日開催の第31回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金を退任取締役1名に対し4百万円支給しております。この金額には、過年度の有価証券報告書において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者はありませんので、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、投資株式を保有しておりません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、次のような取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し変更等に的確に対応する事ができる体制を整備するため、社外の研修への参加や社内の勉強会を通じて適時適正な開示を実施できる体制の構築に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,778	6,881
売掛金	3 2,069	3 2,631
リース投資資産	3,340	3,203
商品	49	35
貯蔵品	62	144
その他	831	1,619
貸倒引当金	108	245
流動資産合計	12,023	14,270
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	270	449
減価償却累計額	192	230
建物及び構築物(純額)	78	219
機械装置及び運搬具	2,501	3,016
減価償却累計額	1,306	1,623
機械装置及び運搬具(純額)	1,195	1,393
工具、器具及び備品	193	238
減価償却累計額	136	169
工具、器具及び備品(純額)	56	69
土地	-	78
リース資産	159	47
減価償却累計額	144	39
リース資産(純額)	15	7
建設仮勘定	2,429	6,403
有形固定資産合計	3,776	8,171
無形固定資産		
通信回線使用权	1,609	1,654
のれん	43	47
その他	68	58
無形固定資産合計	1,721	1,760
投資その他の資産		
長期前払費用	266	256
繰延税金資産	165	231
その他	468	423
貸倒引当金	0	4
投資その他の資産合計	899	907
固定資産合計	6,397	10,839
繰延資産	-	19
資産合計	18,420	25,129

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,032	1,781
短期借入金	1,344	5,726
1年内返済予定の長期借入金	501	443
リース債務	2	0
未払金	1,447	147
未払法人税等	558	881
繰延延払利益	2,246	2,190
賞与引当金	16	39
その他	4,716	4,104
流動負債合計	7,865	12,250
固定負債		
長期借入金	1,220	1,276
退職給付に係る負債	50	65
役員退職慰労引当金	136	143
資産除去債務	4	17
その他	23	27
固定負債合計	1,418	1,014
負債合計	9,283	13,265
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,084	1,109
資本剰余金	1,020	1,004
利益剰余金	5,026	6,791
自己株式	0	0
株主資本合計	7,131	8,905
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	178	448
退職給付に係る調整累計額	0	1
その他の包括利益累計額合計	178	449
新株予約権	191	263
非支配株主持分	1,635	2,245
純資産合計	9,136	11,864
負債純資産合計	18,420	25,129

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1 10,728	1 12,346
売上原価	6,610	6,513
売上総利益	4,118	5,832
販売費及び一般管理費	2 1,662	2 2,521
営業利益	2,456	3,311
営業外収益		
受取利息及び配当金	25	82
為替差益	431	210
その他	6	8
営業外収益合計	463	301
営業外費用		
支払利息	14	125
その他	6	22
営業外費用合計	21	147
経常利益	2,897	3,464
特別利益		
新株予約権戻入益	4 9	4 5
特別利益合計	9	5
特別損失		
固定資産除却損	3 0	3 4
特別損失合計	0	4
税金等調整前当期純利益	2,906	3,466
法人税、住民税及び事業税	837	977
法人税等調整額	58	66
法人税等合計	779	911
当期純利益	2,126	2,554
非支配株主に帰属する当期純利益	238	261
親会社株主に帰属する当期純利益	1,888	2,292

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	2,126	2,554
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	260	376
退職給付に係る調整額	4	1
その他の包括利益合計	1,265	1,378
包括利益	2,392	2,933
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,093	2,563
非支配株主に係る包括利益	298	370

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,067	1,003	3,262	0	5,332	22	4	26	210	1,238	6,754
当期変動額											
新株の発行	17	17	-	-	34	-	-	-	-	-	34
剰余金の配当	-	-	123	-	123	-	-	-	-	-	123
自己株式の取得	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	0
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,888	-	1,888	-	-	-	-	-	1,888
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	200	4	205	19	397	583
当期変動額合計	17	17	1,764	0	1,798	200	4	205	19	397	2,381
当期末残高	1,084	1,020	5,026	0	7,131	178	0	178	191	1,635	9,136

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,084	1,020	5,026	0	7,131	178	0	178	191	1,635	9,136
当期変動額											
新株の発行	24	24	-	-	49	-	-	-	-	-	49
剰余金の配当	-	-	527	-	527	-	-	-	-	-	527
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	2,292	-	2,292	-	-	-	-	-	2,292
連結子会社の増資による持分の増減	-	41	-	-	41	-	-	-	-	-	41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	270	0	270	72	610	953
当期変動額合計	24	16	1,765	-	1,773	270	0	270	72	610	2,727
当期末残高	1,109	1,004	6,791	0	8,905	448	1	449	263	2,245	11,864

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,906	3,466
減価償却費	377	449
株式報酬費用	-	92
為替差損益(は益)	62	20
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	137
賞与引当金の増減額(は減少)	0	22
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	8	14
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1	6
受取利息及び配当金	25	82
支払利息	14	125
固定資産除却損	0	4
売上債権の増減額(は増加)	874	438
リース投資資産の増減額(は増加)	940	532
棚卸資産の増減額(は増加)	12	65
仕入債務の増減額(は減少)	280	685
未払金の増減額(は減少)	1,196	1,312
繰延延払利益の増減額(は減少)	978	55
前受金の増減額(は減少)	92	159
その他	329	392
小計	4,269	3,369
利息及び配当金の受取額	25	82
利息の支払額	14	125
法人税等の支払額	699	690
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,580	2,636
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,647	5,323
有形固定資産の売却による収入	63	-
無形固定資産の取得による支出	885	8
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 28	-
保証金の差入による支出	1	111
差入保証金の回収による収入	-	12
長期前払費用の取得による支出	20	40
保険積立金の解約による収入	1	-
定期預金の払戻による収入	36	-
その他	176	33
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,658	5,506

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,344	4,335
長期借入れによる収入	400	-
長期借入金の返済による支出	644	501
株式の発行による収入	24	34
非支配株主からの払込みによる収入	80	244
長期末払金の返済による支出	1	1
リース債務の返済による支出	10	4
配当金の支払額	123	527
自己株式の取得による支出	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,067	3,578
現金及び現金同等物に係る換算差額	199	394
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,188	1,102
現金及び現金同等物の期首残高	3,589	5,778
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,778	1 6,881

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度より会社分割(簡易新設分割)により設立した株式会社アイ・ピー・エス・プロと、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporationの子会社(当社の孫会社)として設立したShinagawa Healthcare Solutions Corporationを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社アイ・ピー・エス・プロを除く連結子会社7社の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。株式会社アイ・ピー・エス・プロの決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品

当社は、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

当社及び一部の連結子会社は最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

通信回線使用权

当社は、定額法を採用しております。なお、耐用年数については経済的使用可能予測期間(7年～15年)に基づき決定しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、一部の連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

当社は退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、2023年3月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時点の退職金要支給額を「退職給付に係る負債」として計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

・ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

・収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりであります。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。ただし、金額が僅少であり重要性が乏しいものは、発生時に一括償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い
 - ・「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により、金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO(Initial Coin Offering。企業等がトークン(電子的な記録・記号)を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称)は金融商品取引法の規制対象とされ、各種規定の整備が行われたことを踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令」における電子記録移転有価証券表示権利等の発行・保有等に係る会計上の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2024年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・ 税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・ グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と極度額2,950百万円及び30.5百万米ドルの当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、この契約に基づく当連結会計年度末の当座貸越及びコミットメントラインの利用は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額	950百万円	950百万円
コミットメントライン極度額	2,000百万円	6,072百万円
借入実行残高	120百万円	3,456百万円
差引額	2,830百万円	3,566百万円

2 財務制限条項

前連結会計年度(2022年3月31日)

当社が株式会社みずほ銀行と締結しているコミットメントライン契約の極度額2,000百万円には、下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には当該債務の即時弁済が請求される可能性があります。

純資産の部の金額を2021年3月期決算における純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

営業損益の黒字を維持すること。

なお、2022年3月末現在において、当社は財務制限条項に抵触しておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

当社が株式会社みずほ銀行と締結しているコミットメントライン契約の極度額2,000百万円及び30.5百万ドルには、下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には当該債務の即時弁済が請求される可能性があります。

(日本円)

純資産の部の金額を2022年3月期決算における純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

営業損益の黒字を維持すること。

(米ドル)

2023年3月期決算を初回とし、以降各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の年度の決算期末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上とすること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2023年3月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2023年3月決算期及びその直後の期の決算を対象として行われる。

なお、2023年3月末現在において、当社は財務制限条項に抵触しておりません。

3 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
売掛金	2,069百万円	2,631百万円

4 その他流動負債のうち契約負債の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
契約負債	144百万円	315百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分掲記しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
業務委託費	104百万円	153百万円
給与手当	579百万円	812百万円
退職給付費用	14百万円	44百万円
賞与引当金繰入額	51百万円	97百万円
役員退職慰労引当金繰入額	15百万円	11百万円
貸倒引当金繰入額	1百万円	137百万円
株式報酬費用	- 百万円	92百万円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
ソフトウェア	0百万円	- 百万円
リース資産	- 百万円	1百万円
その他(除却資産の廃棄費用等)	- 百万円	1百万円
計	0百万円	4百万円

4 新株予約権戻入益の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

前連結会計年度の特別利益に計上している「新株予約権戻入益」は、ストック・オプションの権利失効を見込んだ取り崩しによるものであります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当連結会計年度の特別利益に計上している「新株予約権戻入益」は、ストック・オプションの権利失効を見込んだ取り崩しによるものであります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	260	376
退職給付に係る調整額		
当期発生額	6	2
組替調整額	0	0
税効果調整前	6	2
税効果額	1	0
退職給付に係る調整額	4	1
その他の包括利益合計	265	378

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	12,380,000	30,500	-	12,410,500
合計	12,380,000	30,500	-	12,410,500
自己株式				
普通株式	264	131	-	395
合計	264	131	-	395

(注) 1. 増加株式数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加 30,500株
単元未満株式の買取りによる増加 131株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	191
	合計	-	-	-	-	-	191

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	123	10	2021年3月31日	2021年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	310	利益剰余金	25	2022年3月31日	2022年6月29日

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	12,410,500	30,300	-	12,440,800
合計	12,410,500	30,300	-	12,440,800
自己株式				
普通株式	395	-	-	395
合計	395	-	-	395

（注）1. 増加株式数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による増加 30,300株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	263
	合計	-	-	-	-	-	263

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	310	25	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	217	17.5	2022年9月30日	2022年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	217	利益剰余金	17.5	2023年3月31日	2023年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金	5,778百万円	6,881百万円
現金及び現金同等物	5,778百万円	6,881百万円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

株式の取得により新たにCarrier Domain, Inc.(以下新規取得連結子会社)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規取得連結子会社株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	93百万円
のれん	43百万円
流動負債	51百万円
為替換算調整勘定	0百万円
非支配株主持分	20百万円
株式の取得価額	64百万円
現金及び現金同等物	35百万円
差引:取得のための支出	28百万円

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

通信事業における深川データセンターの設備(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として国際通信事業及び国内通信事業における伝送装置(機械装置及び運搬具)、深川データセンターの設備(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
リース料債権部分	3,373	3,279
見積残存価額部分	-	-
受取利息相当額	33	76
リース投資資産	3,340	3,203

(注) 国際通信事業及びフィリピン通信事業におけるIRU取引の回収予定見込額を、リース投資資産に計上しております。

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	1,453	641	571	516	88	68

	当連結会計年度 (2023年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	1,032	849	807	308	173	31

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	97	219
1年超	132	249
合計	229	469

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

外貨建預金は為替リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、リース投資資産は、主に通信回線使用権のリース料債権で、リース先の信用リスクに晒されております。海外取引から生じている外貨建ての営業債権、長期貸付金は、為替の変動リスクに晒されております。信用リスクに対しては、当社グループの与信管理規程に沿って取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念についてリスク低減を図っております。為替変動のリスクに対しては、毎月通貨別に為替差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。海外取引から生じている外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。社債、借入金及びリース債務は、主に設備資金の調達を目的としたものであり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。また、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。借入金の固定金利と変動金利の構成割合については、金利市場の動向を勘案しております。資金調達に係る流動性リスクに対しては、財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) リース投資資産	3,340		
貸倒引当金 1	0		
	3,340	3,354	13
資産計	3,340	3,354	13
(1) 長期借入金 2	1,705	1,705	0
(2) リース債務	2	2	0
負債計	1,707	1,707	0

1. リース投資資産について、対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 長期借入金には1年内に返済予定の金額を含めております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) リース投資資産	3,203	2,930	272
資産計	3,203	2,930	272
(1) 長期借入金	1,203	1,203	0
(2) リース債務	0	0	0
負債計	1,203	1,203	0

長期借入金には1年内に返済予定の金額を含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,778	-	-	-
売掛金	2,069	-	-	-
リース投資資産	1,453	1,818	68	-
合計	9,301	1,818	68	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,881	-	-	-
売掛金	2,631	-	-	-
リース投資資産	1,032	2,138	31	-
合計	10,545	2,138	31	-

(注2) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,344	-	-	-	-	-
長期借入金	501	411	423	318	50	-
リース債務	2	-	-	-	-	-
合計	1,847	411	423	318	50	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,726	-	-	-	-	-
長期借入金	443	392	318	50	-	-
リース債務	0	-	-	-	-	-
合計	6,170	392	318	50	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	-	3,354	-	3,354
資産計	-	3,354	-	3,354
長期借入金	-	1,705	-	1,705
リース債務	-	2	-	2
負債計	-	1,707	-	1,707

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	-	2,930	-	2,930
資産計	-	2,930	-	2,930
長期借入金	-	1,203	-	1,203
リース債務	-	0	-	0
負債計	-	1,203	-	1,203

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース投資資産

リース投資資産については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	17	14
勤務費用	3	2
利息費用	0	0
数理計算上の差異の発生額	6	2
退職給付の支払額	0	-
為替の変動による影響	0	0
退職給付債務の期末残高	14	16

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	28	35
退職給付費用	9	26
退職給付の支払額	2	13
退職給付に係る負債の期末残高	35	49

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	50	65
連結貸借対照表に計上された負債	50	65
退職給付に係る負債	50	65
連結貸借対照表に計上された負債	50	65

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	3	2
利息費用	0	0
数理計算上の差異の費用処理額	0	0
簡便法で計算した退職給付費用	9	26
確定給付制度に係る退職給付費用	13	30

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
数理計算上の差異	6	2
合計	6	2

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
未認識数理計算上の差異	0	2
合計	0	2

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	5.09～5.17%	7.21～7.32%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
販売費及び一般管理費	-	92

2. 権利不行使による失効により利益として計上した額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
新株予約権戻入益	9	5

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

2017年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2017年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2018年12月11日開催の取締役会決議に基づき、2019年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2015年9月10日
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名 当社取締役 3名 当社従業員 11名
株式の種類及び付与数	普通株式 420,000株
付与日	2015年9月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。なお、権利行使条件は「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2017年9月11日～2025年8月23日

(注) 当社従業員の退職による権利喪失及び取締役の退任並びに権利行使により、当連結会計年度末日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社代表取締役1名、当社従業員1名となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	2017年3月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社顧問 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株
付与日	2017年3月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。なお、権利行使条件は「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2019年4月1日～2027年2月28日

(注) 当社取締役退任及び権利行使により、当連結会計年度末日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社顧問1名となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	2019年8月9日
付与対象者の区分及び人数	石尾 肇
株式の種類及び付与数	普通株式 573,500株
付与日	2019年8月26日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2020年7月1日～2029年8月25日

(注) 本新株予約権は、石尾 肇を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受益者として指定した者に交付され、2021年6月28日に受益者として当社役員71名に交付されております。当連結会計年度末日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員の退職による権利喪失、当社子会社への転籍、当社子会社取締役の就任、当社子会社の取締役の任期満了退任及び当社顧問等の契約終了により、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員18名、当社顧問等6名、当社元顧問等1名、子会社取締役4名、当社元取締役1名、子会社従業員28名、子会社顧問等2名となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	2022年4月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 35,000株
付与日	2022年4月28日
権利確定条件	権利確定条件は付与されておりません。「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2025年4月14日～2032年4月13日

(注) 付与対象者の当社取締役就任及び当社従業員の退職による権利喪失により、当連結会計年度末日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年9月10日	2017年3月14日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	420,000	20,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	420,000	20,000

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2019年8月9日	2022年4月13日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	183,750	-
付与	-	40,000
失効	-	5,000
権利確定	183,750	-
未確定残	-	35,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	389,750	-
権利確定	183,750	-
権利行使	30,300	-
失効	7,500	-
未行使残	535,700	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年9月10日	2017年3月14日
権利行使価格(円)	70	230
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2019年8月9日	2022年4月13日
権利行使価格(円)	1,152	2,166
行使時平均株価(円)	2,754	-
付与日における公正な評価単価(円)	491	1,245

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2022年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性(注)1	65.7%
予想残存期間(注)2	6.468年
予想配当(注)3	10円/株
無リスク利率(注)4	0.1%

(注)1. 2018年6月27日から2022年4月28日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2022年3月期の配当実績によっております。

4. 評価基準日における償還年月日2028年9月20日の長期国債352の流通利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
繰延延払利益	119百万円	207百万円
貸倒引当金	19百万円	38百万円
退職給付に係る負債	13百万円	16百万円
減価償却超過額	49百万円	42百万円
繰越欠損金	1百万円	12百万円
その他	22百万円	39百万円
繰延税金資産小計	225百万円	277百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	1百万円	12百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	59百万円	33百万円
評価性引当額小計	60百万円	45百万円
繰延税金資産合計	165百万円	231百万円
繰延税金負債		
その他	9百万円	15百万円
繰延税金負債合計	9百万円	15百万円
繰延税金資産純額	156百万円	216百万円

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	1	-	1百万円
評価性引当額	-	-	-	-	1	-	1百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-百万円

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	12	-	-	-	12百万円
評価性引当額	-	-	12	-	-	-	12百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-百万円

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.2%
住民税均等割等	0.1%	- %
評価性引当額の増減	0.4%	4.3%
海外子会社の法人所得税免除	3.0%	4.8%
海外子会社の税率差	4.1%	4.5%
外国子会社合算課税	0.4%	- %
過年度法人税等	0.3%	- %
外国源泉税	0.7%	- %
その他	1.2%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.8%	26.3%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

国際通信事業には、一定の期間にわたり移転されるサービスの収益として、国際通信回線使用権のリース契約に基づくリース料の収益、及び、国際通信回線使用権のファイナンス・リースに関連する運用保守契約に基づく収益が含まれております。

フィリピン通信事業には、一定の期間にわたり移転されるサービスの収益として、インターネット接続サービスの収益やフィリピン国内通信回線のリース契約に基づくリース料の収益が含まれております。

国内通信事業には、一定の期間にわたり移転されるサービスの収益として、従量課金による相互接続サービスや秒課金による音声電話サービスの収益、コールセンター向けの利用量課金による収益、及びデータセンターのコロケーションサービスによる収益が含まれております。

メディカル&ヘルスケア事業には、一時点で移転されるサービスの収益として、主に近視矯正手術による収益が含まれております。近視矯正手術の提供による履行義務は、機器を用いたレーシックによる施術が完了した時点で充足したと判断しております。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高) 売掛金	1,091	2,069
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 売掛金	2,069	2,631
契約負債(期首残高) 前受金	46	144
契約負債(期末残高) 前受金	144	315

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、国際通信事業における国際通信回線使用権のファイナンス・リースに関連する運用保守サービスに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	475	634
1年超2年以内	419	632
2年超3年以内	418	632
3年超	3,557	4,301
合計	4,871	6,201

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品・サービス別に事業部を置き、各事業部は取り扱う商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

(2) 各報告セグメントに属する商品及びサービスの種類

報告セグメント	サービスの種類
国際通信事業	国際通信回線をフィリピンのCATV事業者を提供
フィリピン通信事業	フィリピン国内における通信事業
国内通信事業	電話サービス及びコールセンター向けソフトウェアの販売
メディカル&ヘルスケア事業	美容外科・眼科の診療
その他	海外送金サービスなどの顧客開拓・利用促進事業

当社は、当連結会計年度より、従来「海外通信事業」「フィリピン国内通信事業」「医療・美容事業」としていた報告セグメントの名称を「国際通信事業」「フィリピン通信事業」「メディカル&ヘルスケア事業」に変更しております。報告セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

なお、前連結会計年度のセグメント情報についても、変更後の名称で開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

セグメント間の内部収益及び振替高は、主に第三者間取引価格もしくは原価に適正利益を加味した価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					合計	調整額	連結 財務諸表 計上額 (注1)
	国際通信 事業	フィリピン 通信事業	国内 通信事業	メディカ ル&ヘルス ケア事業	その他			
売上高								
顧客との契約から 生じる収益	1,652	1,631	3,988	1,244	26	8,544	-	8,544
その他の収益	2,031	152	-	-	-	2,183	-	2,183
外部顧客への売上高	3,684	1,784	3,988	1,244	26	10,728	-	10,728
セグメント間の 内部売上高又は振替高	344	284	-	-	0	629	629	-
計	4,028	2,069	3,988	1,244	27	11,357	629	10,728
セグメント利益又は損失 ()	1,011	224	819	419	19	2,456	-	2,456
その他の項目								
減価償却費	105	114	34	105	3	363	13	377

(注) 1. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及び負債については、取締役会に定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価対象となっていないため記載しておりません。
3. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。
4. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					合計	調整額	連結 財務諸表 計上額 (注1)
	国際通信 事業	フィリピン 通信事業	国内 通信事業	メディカ ル&ヘルス ケア事業	その他			
売上高								
顧客との契約から 生じる収益	3,333	1,160	4,275	1,690	31	10,491	-	10,491
その他の収益	1,834	20	-	-	-	1,855	-	1,855
外部顧客への売上高	5,167	1,181	4,275	1,690	31	12,346	-	12,346
セグメント間の 内部売上高又は振替高	306	616	-	-	0	922	922	-
計	5,474	1,797	4,275	1,690	31	13,268	922	12,346
セグメント利益又は損失 ()	1,704	229	919	536	17	3,373	62	3,311
その他の項目								
減価償却費	117	161	27	128	1	436	12	449

(注) 1. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及び負債については、取締役会に定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価対象となっていないため記載しておりません。
3. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。
4. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。
5. セグメント利益又は損失の調整額 62百万円は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	フィリピン	合計
3,987	6,740	10,728

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	フィリピン	その他	合計
106	3,562	107	3,776

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	1,104	国内通信事業
Globe Telecom, Inc.	1,303	国際通信事業

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	フィリピン	合計
4,274	8,071	12,346

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	フィリピン	その他	合計
142	7,930	98	8,171

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Sky Cable Corporation	1,401	国際通信事業、フィリピン通信事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
のれんの償却額及び未償却残高の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
のれんの償却額及び未償却残高の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	589.01円	751.94円
1株当たり当期純利益	152.37円	184.52円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	145.01円	175.50円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,888	2,292
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,888	2,292
普通株式の期中平均株式数(株)	12,392,575	12,426,483
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	628,925	638,384
(うち新株予約権(株))	628,925	638,384
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第7回新株予約権 新株予約権の数 1,837.5個 普通株式 183,750株	-

(重要な後発事象)

(セグメント区分の変更)

当社グループの報告セグメントは、現在「国際通信事業」「フィリピン通信事業」「国内通信事業」「メディカル&ヘルスケア事業」および「その他」としておりましたが、翌連結会計年度より「国際通信事業」「国内通信事業」および「メディカル&ヘルスケア事業」に変更することといたしました。

当社グループでは、フィリピン国内の通信環境の改善を図るために積極的な投資を行っており、フィリピン国内海底ケーブルの建設が完了し、フィリピン国内基幹回線の整備が進む見込みです。そのため、これまでフィリピンの通信事業者やCATV事業者などに国際通信回線を提供している「国際通信事業」とフィリピン国内の通信回線を敷設し、フィリピンの通信環境の改善を行っている「フィリピン通信事業」との連携がこれまで以上に高まっていく見込みとなっております。そのため、両セグメントともフィリピンの事業者が主な顧客であることや今後の事業展開を考慮し、両セグメントを統合することといたしました。併せて、在留フィリピン人の方に送金あっせんなどを行っている「その他」セグメントについても、送金あっせん等はフィリピンの子会社にて実施し、現行の「国際通信事業」および「フィリピン通信事業」を統括している通信事業本部にて事業の進捗管理をしていることから、両セグメントに統合することといたしました。

なお、変更後の報告セグメントの区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益又は損失及びその他の項目の金額に関する情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額	連結財務諸表計上額
	国際通信事業	国内通信事業	メディカル&ヘルスケア事業			
売上高						
顧客との契約から生じる収益	4,525	4,275	1,690	10,491	-	10,491
その他の収益	1,855	-	-	1,855	-	1,855
外部顧客への売上高	6,380	4,275	1,690	12,346	-	12,346
セグメント間の内部売上高又は振替高	35	-	-	35	35	-
計	6,415	4,275	1,690	12,381	35	12,346
セグメント利益又は損失()	1,865	919	536	3,322	11	3,311
その他の項目						
減価償却費	293	27	128	449	-	449

(注) 1. 報告セグメントの情報は以下のとおりです。

報告セグメント	サービスの種類
国際通信事業	国際通信回線をフィリピンのCATV事業者を提供 フィリピン国内における通信事業 海外送金サービスなどの顧客開拓・利用促進事業
国内通信事業	電話サービス及びコールセンター向けソフトウェアの販売
メディカル&ヘルスケア事業	美容外科・眼科の診療

2. セグメント資産及び負債については、取締役会に定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価対象となっていないため記載しておりません。

3. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分していません。

4. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

5. セグメント利益又は損失の調整額 11百万円は、セグメント間取引消去であります。

【連結附属明細表】
【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,344	5,726	4.16	-
1年以内に返済予定の長期借入金	501	443	0.70	-
1年以内に返済予定のリース債務	2	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,203	760	0.70	2024年9月27日～ 2026年5月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,051	6,930	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	392	318	50	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,823	5,783	8,796	12,346
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,459	2,369	2,304	3,466
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,027	1,660	1,556	2,292
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	82.78	133.71	125.34	184.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (円)	82.78	50.94	8.30	59.16

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,356	1,388
売掛金	3 1,175	3 1,212
リース投資資産	3 2,296	3 1,182
商品	25	955
短期貸付金	-	1
関係会社短期貸付金	-	3 2,445
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	695
その他	3 122	3 324
貸倒引当金	60	117
流動資産合計	4,917	8,089
固定資産		
有形固定資産		
建物	35	18
減価償却累計額	29	14
建物(純額)	6	3
構築物	8	1
減価償却累計額	8	1
構築物(純額)	0	0
機械及び装置	595	383
減価償却累計額	472	287
機械及び装置(純額)	123	95
車両運搬具	33	33
減価償却累計額	28	29
車両運搬具(純額)	4	3
工具、器具及び備品	109	31
減価償却累計額	81	24
工具、器具及び備品(純額)	27	7
リース資産	159	-
減価償却累計額	144	-
リース資産(純額)	15	-
建設仮勘定	50	1
有形固定資産合計	227	111

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
無形固定資産		
通信回線使用权	72	51
ソフトウェア	54	19
その他	10	1
無形固定資産合計	137	72
投資その他の資産		
関係会社株式	1,582	2,419
関係会社長期貸付金	3 3,760	3 4,034
長期前払費用	3 187	3 217
繰延税金資産	45	-
その他	3 98	3 38
貸倒引当金	0	4
投資その他の資産合計	5,673	6,705
固定資産合計	6,038	6,889
資産合計	10,955	14,978

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3 428	3 692
短期借入金	1 1,344	1 5,726
1年内返済予定の長期借入金	501	443
リース債務	2	-
未払金	3 226	3 197
未払法人税等	274	132
繰延延払利益	3 943	3 535
賞与引当金	14	21
その他	3 110	3 66
流動負債合計	3,844	7,816
固定負債		
長期借入金	1, 2 1,203	1, 2 760
退職給付引当金	32	24
役員退職慰労引当金	134	140
資産除去債務	4	1
その他	13	6
固定負債合計	1,388	934
負債合計	5,233	8,750

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,084	1,109
資本剰余金		
資本準備金	1,024	1,049
資本剰余金合計	1,024	1,049
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,422	3,805
利益剰余金合計	3,422	3,805
自己株式	0	0
株主資本合計	5,530	5,963
新株予約権	191	263
純資産合計	5,722	6,227
負債純資産合計	10,955	14,978

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1,6205	1,4466
売上原価	1,4050	1,2595
売上総利益	2,155	1,871
販売費及び一般管理費	1,21,047	1,21,054
営業利益	1,107	817
営業外収益		
受取利息及び配当金	157	1170
為替差益	404	445
その他	1	0
営業外収益合計	463	617
営業外費用		
支払利息	121	99
その他	0	22
営業外費用合計	21	121
経常利益	1,549	1,312
特別利益		
新株予約権戻入益	49	45
特別利益合計	9	5
特別損失		
固定資産除却損	30	33
特別損失合計	0	3
税引前当期純利益	1,558	1,314
法人税、住民税及び事業税	493	357
法人税等調整額	16	45
法人税等合計	510	403
当期純利益	1,047	911

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,067	1,007	1,007	2,498	2,498	0	4,572	210	4,783
当期変動額									
新株の発行	17	17	17	-	-	-	34	-	34
剰余金の配当	-	-	-	123	123	-	123	-	123
自己株式の取得	-	-	-	-	-	0	0	-	0
当期純利益	-	-	-	1,047	1,047	-	1,047	-	1,047
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	19	19
当期変動額合計	17	17	17	924	924	0	958	19	939
当期末残高	1,084	1,024	1,024	3,422	3,422	0	5,530	191	5,722

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,084	1,024	1,024	3,422	3,422	0	5,530	191	5,722
当期変動額									
新株の発行	24	24	24	-	-	-	49	-	49
剰余金の配当	-	-	-	527	527	-	527	-	527
当期純利益	-	-	-	911	911	-	911	-	911
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	72	72
当期変動額合計	24	24	24	383	383	-	433	72	505
当期末残高	1,109	1,049	1,049	3,805	3,805	0	5,963	263	6,227

【注記事項】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	8～19年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

通信回線使用权

定額法を採用しております。なお、耐用年数については経済的使用可能予測期間(7年～15年)に基づき決定しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

当社は退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、2023年3月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時点の退職金要支給額を「退職給付引当金」として計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりであります。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「前渡金」と「前払費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「前渡金」8百万円、「前払費用」66百万円、「その他」47百万円は、流動資産の「その他」122百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と極度額2,950百万円及び30.5百万米ドルの当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、この契約に基づく当事業年度末の当座貸越及びコミットメントラインの利用は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額	950百万円	950百万円
コミットメントライン極度額	2,000百万円	6,072百万円
借入実行残高	120百万円	3,456百万円
差引額	2,830百万円	3,566百万円

2 財務制限条項

前事業年度(2022年3月31日)

当社が株式会社みずほ銀行と締結しているコミットメントライン契約の極度額2,000百万円には、下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には当該債務の即時弁済が請求される可能性があります。

純資産の部の金額を2021年3月期決算における純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

営業損益の黒字を維持すること。

なお、2022年3月末現在において、当社は財務制限条項に抵触しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

当社が株式会社みずほ銀行と締結しているコミットメントライン契約の極度額2,000百万円及び30.5百万米ドルには、下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には当該債務の即時弁済が請求される可能性があります。

(日本円)

純資産の部の金額を2022年3月期決算における純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

営業損益の黒字を維持すること。

(米ドル)

2023年3月期決算を初回とし、以降各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の年度の決算期末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上とすること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2023年3月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2023年3月決算期及びその直後の期の決算を対象として行われる。

なお、2022年3月末現在において、当社は財務制限条項に抵触しておりません。

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	2,000百万円	4,744百万円
長期金銭債権	3,779百万円	4,060百万円
短期金銭債務	577百万円	450百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
関係会社に対する売上高	496百万円	2,037百万円
関係会社に対する仕入高	313百万円	205百万円
関係会社に対する業務委託費	127百万円	118百万円
関係会社に対する支払利息	4百万円	-百万円
関係会社からの受取利息	53百万円	169百万円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44%、当事業年度36%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56%、当事業年度64%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
業務委託費	195百万円	194百万円
給与手当	245百万円	227百万円
減価償却費	15百万円	13百万円
退職給付費用	6百万円	8百万円
賞与引当金繰入額	29百万円	32百万円
役員退職慰労引当金繰入額	12百万円	11百万円
貸倒引当金繰入額	11百万円	61百万円
株式報酬費用	-百万円	92百万円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
機械及び装置	0百万円	-百万円
建物附属設備	-百万円	1百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
リース資産	-百万円	1百万円
ソフトウェア	0百万円	-百万円
計	0百万円	3百万円

4 新株予約権戻入益の内訳は次のとおりであります。

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

前事業年度の特別利益に計上している「新株予約権戻入益」は、ストック・オプションの権利失効を見込んだ取り崩しによるものであります。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当事業年度の特別利益に計上している「新株予約権戻入益」は、ストック・オプションの権利失効を見込んだ取り崩しによるものであります。

(有価証券関係)

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額1,582百万円)は、市場価格がないことから、時価を記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額2,419百万円)は、市場価格がないことから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
繰延延払利益	0百万円	0百万円
貸倒引当金	18百万円	35百万円
退職給付引当金	9百万円	7百万円
減価償却超過額	49百万円	42百万円
その他	27百万円	42百万円
繰延税金資産小計	106百万円	44百万円
評価性引当額	60百万円	44百万円
繰延税金資産合計	45百万円	-百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	
住民税均等割等	0.2	
評価性引当額の増減	0.2	
外国子会社合算課税	0.7	
過年度法人税等	3.9	
法人税等調整額	4.0	
その他	1.6	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8	

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	35	-	17	18	14	0	3
構築物	8	-	7	1	1	0	0
機械及び装置	595	24	236	383	287	39	95
車両運搬具	33	-	-	33	29	1	3
工具、器具及び備品	109	1	79	31	24	2	7
リース資産	159	-	159	-	-	1	-
建設仮勘定	50	1	50	1	-	-	1
有形固定資産計	992	27	550	469	358	45	111
無形固定資産							
通信回線使用权	593	-	-	593	542	21	51
ソフトウェア	114	-	60	54	34	8	19
その他	41	-	39	1	-	0	1
無形固定資産計	749	3	102	649	577	30	72
長期前払費用	187	38	8	217	-	-	217

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置 通信用機器 24百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置 会社分割に伴い、当社の完全子会社である株式会社アイ・ピー・エス・プロへの承継 229百万円

工具、器具及び備品 会社分割に伴い、当社の完全子会社である株式会社アイ・ピー・エス・プロへの承継 78百万円

リース資産 会社分割に伴い、当社の完全子会社である株式会社アイ・ピー・エス・プロへの承継 47百万円

建設仮勘定 会社分割に伴い、当社の完全子会社である株式会社アイ・ピー・エス・プロへの承継 50百万円

ソフトウェア 会社分割に伴い、当社の完全子会社である株式会社アイ・ピー・エス・プロへの承継 60百万円

その他 会社分割に伴い、当社の完全子会社である株式会社アイ・ピー・エス・プロへの承継 30百万円

リース資産 空調設備一式 60百万円

リース資産 通信設備 44百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	61	55	-	5	121
賞与引当金	14	22	13	2	21
役員退職慰労引当金	134	11	4	-	140

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は債権の回収に伴う取崩及び一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 賞与引当金の当期減少額(その他)は会社分割による子会社への移転でございます。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.ipsism.co.jp/ir
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第31期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第32期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年8月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第32期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第32期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日） 2023年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2022年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2022年5月13日関東財務局長に提出

2021年11月26日提出の臨時報告書（特定子会社の異動）及び2022年1月14日提出の臨時報告書の訂正報告書に係る訂正報告書であります。

2022年6月30日関東財務局長に提出

2021年11月26日提出の臨時報告書（特定子会社の異動）及び2022年1月14日提出の臨時報告書の訂正報告書並びに2022年5月13日提出の臨時報告書の訂正報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月28日

株式会社アイ・ピー・エス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 大介

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Indefeasible Right of Use (IRU) 契約に係るファイナンス・リース取引の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループの国際通信事業及びフィリピン通信事業においては、海底ケーブル等の権利を有する通信事業者から通信回線使用权をIndefeasible Right of Use (以下「IRU」とする。)として取得し、これを分割して顧客にIRUとして提供する取引がある。</p> <p>IRUは当事者間の合意がない限り破棄又は終了させることのできない通信回線使用权である。</p> <p>会社グループは、顧客とのIRU契約がファイナンス・リース取引に該当する場合、【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する会計方針を採用している。</p> <p>IRU契約がファイナンス・リース取引に該当するか否かについては、個々の取引の実態や契約条件により異なり、その判定結果により収益認識時点や各期の収益計上額が異なるため、当監査法人は、IRU契約に係るファイナンス・リース取引の判定を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、IRU契約に係るファイナンス・リース取引の判定の検討に当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々のIRU契約がファイナンス・リース取引に該当するか否かの判定に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・会社グループが締結したIRU契約がファイナンス・リース取引に該当するか否かの判定について、契約書等を閲覧し、解約不能かつフルペイアウトのリース取引であるか検討した。 ・会社グループが締結したIRU契約に関して、通信経路図や機器設置図等に基づき、事業部責任者等から説明を受けるとともに、IRU契約に基づく取引の実態について協議した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイ・ピー・エスの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイ・ピー・エスが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

株式会社アイ・ピー・エス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 大介

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エスの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Indefeasible Right of Use (IRU) 契約に係るファイナンス・リース取引の判定

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項 (Indefeasible Right of Use (IRU) 契約に係るファイナンス・リース取引の判定) と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。